

食品に関するリスクコミュニケーション
(牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する意見交換会)

平成１６年９月２４日

農林水産省消費・安全局

食 品 に 関 す る リ ス ク コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン

（牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策に関する意見交換会）

日時：平成１６年９月２４日（金）

会場：くまもと県民交流館パレア

議 事 次 第

１．開 会

２．挨 拶

３．議 事

（１）牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の検討について

１．日本における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策について - 中間とりまとめ -

２．ＢＳＥ根絶のための飼料規制について

３．国産牛肉のＢＳＥ対策

（２）意見交換

４．閉 会

○松本（厚生労働省）

本日は、大変お忙しい中、また、もう雨は上がっておりますが、お足元が悪い中、御出席いただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより「食品に関するリスクコミュニケーション（牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会）」を開催いたします。

まことに申しわけありませんが、本日は、時間を有効に使いたいということで、休憩の時間を設けておりません。そういうわけでございますので、たばこ、あるいは休憩の必要な方は、周りの方の御迷惑にならないよう退室いただき、適宜、休憩をおとりください。

本日は、厚生労働省と農林水産省の共催でございますが、両省を代表いたしまして、農林水産省大臣官房の伊地知参事官から御挨拶申し上げます。

○伊地知（農林水産省）

皆さん、こんにちは。ただいま御紹介にあずかりました農林水産省の伊地知でございます。本日は、食品に関するリスクコミュニケーションということで、大変多くの方に御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。心から御礼を申し上げます。

御承知のとおり、我が国で初めてBSEが確認されまして約3年が経過をいたしました。これまでに死亡牛1頭を含めまして、昨日の発生を含めまして13頭のBSEの感染牛が確認をされましたが、現在のSRMの除去やBSE検査によりまして、人への感染のリスクは効率的に排除されていると考えております。

BSEの牛への感染、さらに感染牛から人への感染リスクを排除していくための方策は、大きく分けて3つございます。

1つは、飼料、餌の管理であります。感染源を牛に給与しないということで、牛への新たな感染を防止することができます。この飼料規制を確実に行うことで、BSEの根絶が可能になります。

2つ目は、BSE検査によりまして感染牛を見つけて、流通する前に排除することです。現在スクリーニング検査で用いている方法は、実用化をされている検査方法の中で最も感度の高いグループのものです。

3つ目は、SRMの除去です。BSEの異常プリオンが蓄積する部位を除去することによって、人への感染リスクをゼロに近づけていくことが可能になります。これらの方法を組み合わせることによりまして、我々を感染リスクから守っているわけです。

御承知のように、我が国の現在のＢＳＥ対策につきまして、これまでにわかった知見を踏まえまして、リスク評価機関であります食品安全委員会に評価・検証をしていただいたところでございます。厚生労働省と農林水産省は、食品安全委員会の検証・評価の結果に基づきまして、今後の対策について検討を進めております。対策案がまとまりましたら、改めて食品安全委員会に諮問をして、対策の評価をしてもらいます。実際の対策が実施されるまでにはまだ幾つかのプロセスを経る必要があります。このようなプロセスの中で、意見交換会を何度も開催してまいりたいと考えております。

本日の意見交換会に寄せられました御意見の中には、ＢＳＥ対策について、それぞれのお立場から、さまざまな御意見、お考えがありますが、食の安全と安心の確保が重要であること、すなわち科学的根拠に基づいた評価や消費者の納得できる施策が重要であるということについては認識が共通しているのではないかと思います。

それから、米国産牛肉の輸入問題につきましては、これは全国各地の会場で申し上げておりますが、国内対策の検証とは別の問題でございます。今後の米国との協議についてはまだ日程等未定ですが、いずれにしましても、我が国の消費者の食の安全・安心の確保を大前提に、国内と同等の安全性が確保できる条件が提示された場合に、改めて食品安全委員会で評価をしてもらう予定です。

本日は、今後のＢＳＥ対策につきましてどうあるべきかについて意見交換をしていく中で、よりよい方策、納得のいく方策を考えていきたいと思っております。自分と異なる考えの方がおられても、反論や説得だけをするのではなく、どうして相手はそういうふうに思われるのか、相手の立場になって考えていただくこともよろしく願いいたします。本日発言されない方も、アンケート用紙に忌憚のない御意見の記載をよろしく願いいたします。

科学的根拠に基づきながら、皆様の納得できる方向を目指していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○松本（厚生労働省）

では、ここで出席者を御紹介申し上げます。

まず、募集によりまして大変多数の方に御参加をいただいております。本日は、広く御意見をいただくため、出席者を公募し、191名の応募をいただきました。当初250名を予定しておりましたので、その範囲内ということで、応募いただいた方全員に参加いただけるということになっております。

出席者の御紹介につきましては、お手元の資料 1 に出席者名簿がございますので、そちらにかえさせていただきたいと存じますので御了承ください。なお、資料作成後に応募のありました方については、まことに申しわけありませんが、名簿に掲載できませんでしたことをおわび申し上げます。

次に、説明者等を紹介させていただきます。皆様から見て一番右が、内閣府食品安全委員会事務局の梅田評価課課長補佐です。

続きまして、主催者側ですが、中央から皆様の左に向かいまして、先ほど御挨拶いたしました農林水産省大臣官房の伊地知参事官です。

そのお隣が、消費・安全局衛生管理課薬事・飼料安全室の境室長です。

そのお隣が、本日、後半の意見交換のコーディネーターを務めます姫田消費者情報官です。

また、中央へ戻りまして、皆様から見て私の右隣が、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課の南課長です。

私は、本日の進行役を務めさせていただきます厚生労働省大臣官房参事官の松本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、資料の確認をお願いいたします。

お手元に議事次第という 1 枚紙をお配りしております。その後、資料 1 から 5 までと参考資料、参考配布として 1 枚紙で「食の安全・安心トピックス」というのを入れております。不足等がございましたら、事務局または受付までお申し出ください。

続きまして、本日の進行についてご説明いたします。

本日は、牛海綿状脳症（BSE）対策に関する意見交換会とさせていただきます。

まず、意見交換に先立ちまして、食品安全委員会の梅田課長補佐から、「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策について - 中間とりまとめ - 」につきまして20分ほど御説明いただきます。

続きまして、BSE根絶のための飼料規制について、農林水産省の境室長から15分ほど、続きまして、国産牛肉のBSE対策について、厚生労働省の南課長から30分ほど御説明いたします。

その後、生産から消費への流れに沿って意見交換をさせていただきたいと考えております。

会場の都合上、午後 4 時30分には終了させていただきたいと思いますので、御協力のほ

どをよろしくお願いいたします。

では、これから説明に入らせていただきます。

まず、「日本における牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策について - 中間とりまとめ - 」につきまして、内閣府食品安全委員会事務局の梅田評価課課長補佐にお願いいたします。

○梅田（食品安全委員会）

ただいま御紹介にあずかりました、内閣府食品安全委員会事務局で評価を担当しております梅田でございます。

私から、このたびとりまとめられました中間とりまとめでございますが、それについて約20分程度お話をさせていただきたいと思います。

この１枚目のスライドを用意させていただいております。ここでぜひ覚えておいていただきたいのが、このとりまとめにつきましては、先ほども御挨拶の中ございましたが、我が国における、日本におけるＢＳＥ対策についてとりまとめたというものであります。報道関係では一部、この問題がアメリカの問題と直結してとらえられるということもございますが、あくまでも、とりまとめについては、我が国における対策をとりまとめたということでございます。したがって、米国、その他の国については、またその必要があれば、別途行う必要があるということでございます。

それから、先ほど言いましたように、このとりまとめについては、まだ中間とりまとめであるということでございます。この報告の中にも、お手元の方に参考資料でお配りいただいているかと思います。そのとりまとめのフルテキストがありますが、その中でも幾たびか出てきますが、今後もさらにその情報収集をして、知見を集めまして、その上で定量的なリスク評価を今後とも努力をしてやっていくということも述べております。

食品安全委員会は、先ほどもございましたが、昨年の７月にＢＳＥ問題を一つの契機といたしまして設立されたということでございます。管理官庁である、農水省、厚生省から独立して、リスク評価を行う機関として内閣府に設置されたということでございます。

それで、７月１日に設立されまして、私どもの中に専門調査会というのが16個ございます。その中で、プリオン専門調査会を一番早く立ち上げたわけです。このＢＳＥ問題には最重要課題として取り組んでおるわけですが、８月29日に第１回のプリオン専門調査会が開かれました。その中で、日本のＢＳＥ問題全般について議論していこうということが確認されたわけでございます。それ以降、このＢＳＥ問題は、個別の問題として農林水産省、厚生労働省から諮問された内容、案件がございますので、そういったものも評価をして返

していくという作業もございました。そうこうしているうちに、御承知のとおり、12月の暮れにアメリカのBSEが発生したということでございます。

年が明けまして2月からその全般的な問題について幅広く議論するという事で、本格的に内外の専門家をお呼びして勉強をしたり、やはりこの問題というのは欧州の方が経験が豊富であるということで、ECでどのようにリスク評価をやったかといったようなこと、そういったことを勉強しつつ、7月にはこのたたき台を提示したということで、それ以降も3回にわたって議論をして、9月6日にとりまとめられたということでございます。それで、9月9日に食品安全委員会、親委員会に諮られまして、そこで了承を得たということでございます。これは今申し上げたことでございます。同日付で9月9日に、管理省庁である厚生労働省、農林水産省に通知をさせていただいたということでございます。

中間とりまとめの内容でございますが、構成がこの5つになっておりまして、「はじめに」ということで、このとりまとめの位置づけ、きっかけ、そういったことが書かれております。それから、「背景」のところで、科学的な知見を整理・分析するという事で、それが述べられております。そういった科学的な知見・データをもとにリスク評価を行ったということでございます。それで、「結論」、それから、「おわりに」ということになってございます。

「はじめに」のところで、「なぜ、今、『中間とりまとめ』なのか」ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、私ども、BSEが一つの契機として設置されたということもございます。したがって、そのBSE問題というものは、国民の関心も高いということもございまして、我が食品安全委員会としては最重要課題として取り組んでまいりました。その中で、最初のBSEの確認から3年が経過したということがございます。その中で得られた科学的な知見・データを踏まえて、牛から人へのBSE病原体の感染リスクの低減効果について検討していこうということにしたわけでありまして。そうすることによって、最後にありますが、今後のBSE対策に、よりよいその対策に活用していければいいということでこの報告をとりまとめたということになっております。

「背景」のところでありますが、先ほど言いましたように、その科学的な知見・データを整理するという事でございます。そのBSEの問題であります。先ほどもありましたように、BSEが人に感染して発病すると言われております変異型クロイツフェルト・ヤコブ病(vCJD)、そのBSE、vCJDに関する科学的な知見を集めて整理しようということでございます。科学は万能ではないというのは、これまでの議論でも幾たびも先

生方もおっしゃられていることをごさいますて、これはもう皆様方も御承知のとおりだと思います。そういう中で、今どういう情報が集まっています、何がわかっているのか、わかっているのか、そういったことを冷静に明確にして、その上で評価をしていこうということをごさいます。

このスライドについては、わかっている事実を書いているということになります。現在までのBSEの発生頭数でございすが、世界23カ国で19万頭弱発生しているということになります。そのほとんどが英国で確認されているということになります。日本ではこれまでに、これは中間とりまとめの報告になっていますので、この時点で11頭ということをごさいすが、現在13頭ということをごさいます。2001年9月に1例目、その後、と畜場での検査、350万頭をやっておりますが、その中で9頭、13頭で言えば、11頭がと畜場での検査によって見つかっているということ。それから、死亡牛検査で1頭、こういう割合で見つかっている。それで、日本の場合、8例目、9例目は、23カ月、21カ月齢ということで、いわゆる若齢牛と言われておりますが、特に8例目については非定型的なBSEであったということです。その特徴として、異常プリオンタンパク質の蓄積量が、ウエスタンブロット法によれば、ほかの例に比べて1/500～1/1,000という具合にかなり低いということも事実としてわかっています。これがわかっていることをごさいます。

それから、これもわかっていることですが、イギリスでの感染実験で、発症したBSE牛の脳を、100gであります、牛に食べさせて、経時的に、食べさせてから4カ月なら4カ月ごとにと殺して、その全身の感染性を見ていった実験がございすが、これによれば、御承知のとおり、SRMと言われている部位がこういうことをごさいすが、こういう部位に異常プリオンタンパク質がたまるということがわかっているわけです。しかも、これを足してみただきますと99%になるわけですが、異常プリオンタンパク質が牛の個体のこういったSRMと言われている部分に集中的に蓄積するということが事実としてわかっております。感染実験で言えば、一番早いのが回腸の遠位部と言われておりますが、ここに6カ月から感染性が認められるということでもあります。ただ、この感染力、強さというのは、ほかの部位に比べて極めて小さいということが言われております。それがわかっていること。扁桃に10カ月ぐらい後に出てくるということです。こういった中枢神経については、投与後32カ月になって初めて見つかるということが実験で明らかになっているということをごさいます。

今までのお話というのは牛のお話だったということですが、これは人の話、vCJDの、

事実としてどういったことがわかっているかということです。患者の発生数であります、全世界で 157名。先ほど B S E の牛が英国に集中していると言いましたが、この v C J D 患者についても英国に集中しているということがわかると思います。日本では報告事例がないということでございます。ほかの国、英国以外の国でもこういうことで出ております。ほとんどと言っていいかと思いますが、英国の滞在歴があるというのもここに書いてあるとおりでございます。

報告書の中に、これまでの知見、本日お話しする以外のものも詳しく書いておりますので、後で参考に見ていただければと思いますが、そういった知見を踏まえまして、v C J D リスクを考えてみようということでございます。

その基本的な考え方がここに述べてございますが、我が国の B S E 対策の評価については、英国での試算、これは英国でやはりそのリスク評価としてどれだけ患者が発生するかというのを試算した、疫学的なモデルを使いまして計算した例がございます。そういったものをもとに、我が国における人の B S E 感染リスクを考えてみようということでございます。

それから、考えるに当たっては、B S E 対策、2001年 9 月に 1 頭目の B S E が発生して、その 1 カ月後にと畜場での検査、それから S R M 除去が行われた、そういう体制が整ったわけではありますが、その前と後ろでリスクがどうなっているのか、それから、今後、対策を変更した場合にどうなのか、そういったことを検討しましょうということになったわけです。

それから、これまでのリスク管理措置の実施状況を検証して、リスク低減効果を評価しましょうということです。先ほど言いましたように、今まで得られているデータ・知見を整理しましょうということでございます。

これも先ほど言いましたが、科学は万全ではない、どこまでわかっているのか、わかっていないのかといったことを明確にして、その科学的な不確実性も念頭に置きながら評価をしていきましょうということです。

それで、ここにもございますが、最終的な B S E 対策をどのようにしていくのかという最終決定については、十分なリスクコミュニケーションを経てリスク管理機関が最終的に決定すべきであるということを書いているわけであります。

先ほど言いましたそのリスク推定の考え方ですが、過去にフードチェーン、食物連鎖に入ってしまった、対策を講じる前にフードチェーンに入ってしまった B S E 感染牛が一体

どれぐらいいるのかといったことを、一つの試算、推定でもってその数を出してみよう、その上で、また将来発生するBSE感染牛がどれぐらいあるのかといったこともあわせて見てみよう、その数を使って、先ほど言った英国の疫学的な推定事例がございしますが、そういったものを使って、単純比例計算であります、日本に当てはめて考えてみようということでございます。その出てきた数字というのを、いろいろな遺伝的な要因なども含めて補正して見てみようということでございます。

その具体的な数字をここに挙げておりますが、この説明については省略させていただきます。最も悲観的なイギリスの推計としても、現在、世界で157人見つかったわけですが、英国だけで今後5,000人見つかるという最も悲観的な一つの報告がございします。それを使って試算をしたということでありまして、日本の場合、過去にフードチェーンに入ってしまったBSE感染牛というものは、対策がとられる前ですが、この報告書の中では、一つの考え方として、仮説ではありますが、2つ用意しまして、それが5~35頭というようになってございます。そういう試算をしましたので、それを使って単純比例計算したということでございます。補正として、その遺伝子タイプはM/M型と、vCJD患者のほとんどがM/Mタイプという遺伝子型を持っているということから、日本人の場合は90%がそのタイプだということで、そういう要因なども補正した結果、0.1~0.9人という数字が出たわけです。今まで、先ほど申し上げたとおり、日本では発生していないということですが、この報告書では、いろいろな前提条件はありますが、そういう条件を承知の上で出した値というのが、今後将来にわたって1億2,000万人の日本人が背負っているリスクとしてはこれぐらいのリスクだということを出したわけです。それが過去のリスクになるわけです。過去、我々が背負っているリスクということであります。

それで、現在のリスクであります、それは、今講じられているBSE検査、それからSRM除去が適切に実施されていれば、そのほとんどが排除されるということで、先ほど出した数値というのが理論上はふえないということが言えるということであります。

これは、今とられているBSE対策を図にしたものであります、牛から牛にBSE感染が起こる、循環するのを防ぐということ、それから食肉の安全確保のためにと畜場での検査、それからSRM除去、そういったことが全体としてパッケージとして行われているということを御理解いただければと思います。

では、今後、管理措置をどう変えたらリスクがどうなるのかということもこの報告書の中で述べておりまして、と畜場におけるSRM除去、BSE検査というのが、人のリスク

を直接的に低減させることに大きく貢献している、これはこのように評価しているということでございます。BSE発生対策というのがそもそものリスクを下げる、牛から牛への感染リスクを下げて、究極的にはBSEを根絶させる、そのために必要であるという対策であります。飼料管理・規制、トレーサビリティ、リスク牛の検査、こういったことをやっていく、さらに確実に検証していくというようなことをこの報告書の中でも述べております。

その検査であります。その意義として、フードチェーン、食物連鎖から感染牛を排除することに役立っている。それから、BSE対策の有効性を検証することができる、汚染の程度を把握することができるといったことがその意義として書かれております。

それで、検査の限界ということよく言われておりますが、この報告書の中では大きく事実を述べているわけでありまして、日本の場合を考えますと、今までに350万頭検査をしました。そのうちの9頭が感染牛として確認されました。うち2例、21、23カ月齢であります。見つかっております。そのタンパク質量は、先ほど言いましたが、微量であったということです。そのことから、こういった事実を踏まえれば、20カ月齢以下の感染牛を現在の検査で発見することは困難であると考えられるということです。その検査をやっても、今後発見することが不可能であるということを言っているわけではありせんし、20カ月以下の牛にはリスクが全くないということを言っているわけでもないということですが、ただ、検出限界ということで考えれば、こういうことが言えるだろうということでもあります。

一方、その重要な管理でありますSRM除去、先ほどの検出限界があるからそれは検査をしないでいいというだけではなくて、その分、SRMの除去をしっかりとやらなければいけないということをまさに言いたいわけですが、そのことが書いてあります。SRM除去をしっかりとやることでリスクがほとんど低減されます。ただ、それが確実に、どのと畜場においても一律に、いつも完全に100%行われていると言うのは、検証が今後されるわけですが、現実的ではないということも指摘としてあるということ、そういう意味で、今後も検証をしっかりとやっていかないといけないということでもあります。

それから、背割りであるとか、ピッシング、スタンガン、そういったことも今後の汚染の課題として残っているわけがあります。

先ほど言いましたが、では、今後、管理をどう変えたときにどうなるのか。SRM除去については重要だと、今後維持すべきであるとしております。一方、その検査については、

これは検査ですから検出限界というのがどうしてもつきまとしてしまいます。したがって、それ以下の牛を検査対象から除外したとしてもリスクを高めることにはならない、これは事実として報告書の中にも書いてあります。ただ、その牛がどれぐらいの月齢なのかということについては、現在の知見では明らかではありません。21カ月以上の牛は検出される可能性があるといったことも事実そのまま述べているということでもあります。

こういったことを踏まえまして、リスク管理側で、本日御説明があるかと思いますが、今後、対策をどうするのかといったことが検討されていくと理解しているところであります。また、繰り返しになりますが、最後に、定量的な試みを今後とも引き続きやっていくということは私どもの役割だと承知しております。

どうもありがとうございました。

○松本（厚生労働省）

続きまして、BSE根絶のための飼料規制につきまして、農林水産省の境室長から御説明をお願いいたします。

○境（農林水産省）

御紹介いただきました、農林水産省で薬事・飼料安全室長を務めております境でございます。

私から、お手元の資料3に基づきまして、飼料規制を中心に御説明をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、約3年前に、我が国で初めてBSEの感染牛が確認されたわけございまして、このBSEは、感染牛の異常プリオンを牛が食べることによって病気が広がるというものですので、飼料規制が非常に重要になってきております。したがって、私ども、それ以来、法的に飼料規制を講じてきたわけでございます。

今般、先ほど御説明がありましたように、食品安全委員会の方で、これまで私どもが講じてきましたリスク管理措置につきまして評価が行われました。その結果、飼料規制につきましては、行政当局によるチェック体制が非常に重要だと御指摘を受けております。したがって、今まで講じてきた飼料規制につきまして、今後一層、飼料の安全性を高めていくためには何をしたらいいかということを検討しておりまして、その内容を御説明させていただきます。

まず、BSEの発生でございます。繰り返しになりますが、世界におきましては、1986年、イギリスで初めて確認されておりまして、これまでイギリスでは18万頭以上に発生

しております。その原因といたしましては、イギリスにおきます疫学調査、あるいは給与試験、そういったものの結果によりまして、異常プリオンタンパク質を含む肉骨粉の牛への給与が原因だということとされております。

我が国におきましては、平成13年9月10日に第1頭目の発生がございまして、上にあります1頭目から7頭目、さらに10頭目、11頭目と、この9頭は平成7年12月から平成8年4月という、飼料規制を行政指導で実施する直前に生まれた、この4カ月に生まれた牛に集中をしております。その後、8頭目、9頭目は13年、14年ということで、最初の9頭の6年後に生まれた牛で、これは23カ月、21カ月と若い牛でございまして、先ほど御説明がありましたように、延髄におけるプリオンの量は1/500～1/1,000という低いものでございます。

さらに、残念ながら、先週13日には本県で12頭目の発生が確認されておまして、ちょうど平成11年ということで、これは中間の日になに生まれております。さらに、ここにはありませんが、昨日、13頭目が奈良県で確認をされております。これは平成8年2月生まれということですので、最初の9頭の部類に入るということです。これまでに13頭確認されたうちの10頭が平成7年12月から平成8年4月という4カ月の中に入っているということで、これを見ますと、この時期、飼料規制を行う直前に、このBSEの発生原因となる共通のものがあつたのではないかとということが類推されるわけでございます。

この原因でございしますが、BSEが発生いたしますと、私どもは、都道府県や飼料業者の御協力をいただきまして、その感染した牛が生まれてからと畜されるまで何を食べてきたのかといったことの調査を行います。さらにその原料を調べまして、外国まで、その保存状況とか、あるいは輸送状況を調べるという非常に膨大な作業を行っておるわけでございます。さらに、BSEは感染してから発症するまでに2年から8年かかるということで、非常に時間もたっております。そういった意味では、なかなか原因究明が進んでいないのが実態でございます。

1頭目から7頭目の発生の内容を受けまして、BSE疫学検討チームが昨年9月に報告書を出しております。その調査の中では、7頭いずれも肉骨粉を直接給与したというのはありませんでした。したがって、結論としては、ここにありますように、牛用飼料への製造・輸送段階での肉骨粉の意図しない混入による感染の可能性といったものが強く懸念されているわけでありまして、意図しない混入ということですので、私どもはこれを交差汚染、あるいはクロスコンタミネーションと呼んでおります。

これがBSEの発生サイクルとその遮断でございます。

まず、外国から異常プリオンを入れないということが非常に重要でございます。このBSEは、生きた段階で、生前の診断はできないということで、まずここにありますように、発生国からの生きた牛の輸入を禁止しております。さらに、外国からの肉骨粉、これは牛に限らずすべての肉骨粉を現在輸入禁止にしております、我が国に一切入れないという対策をとっております。

さらに、国内措置としましては、と畜場では、まず特定部位を除去して焼却をする。さらに、食肉に回らなかった骨とか内臓をこの肉骨粉製造工場、化製場と言っておりますが、そこで肉骨粉に処理をいたします。牛の肉骨粉はすべて焼却をする措置をとっております。こうすることによって、この飼料工場では、国内からも外国からも肉骨粉が一切使われない安全な飼料ができるということで、この安全な飼料を牛に食べさせるということによって新たな感染を防ぐという仕組みになっております。これをずっと繰り返していくことによって、牛の世代交代が進めば、我が国からBSEは根絶されるということになるわけでございます。そうすれば、その後は、現在国内でとっておりますBSE対策の多くが不要になるということになってくるわけでございます。

その飼料規制の基本的考え方は2つございます。

まず、BSEの感染源となり得るものの飼料への利用の規制ということで、肉骨粉、それから魚粉、これはほかの動物性タンパク質がまじっている可能性があります。それから動物性油脂、こういったものを牛用の飼料へ利用することを禁止しております。いわゆる原料規制を行っているということです。

2つ目が、牛用飼料とその他の飼料の分離という、私どもはライン分離と言っておりますが、これは牛用飼料とその他の飼料、豚用とか鶏用あるいは養魚用飼料、こういったものから牛用飼料が汚染される交差汚染を防止するための措置ということで、飼料の輸入から製造、保管、輸送、使用、こういう段階で、施設とか車輛とかを専用化する、そういう措置をとっておるわけでございます。

具体的に飼料原料の規制の状況でございます。

まず、飼料原料としましては、肉骨粉や獣脂かす、それから、鶏、家禽由来のチキンミールやフェザーミール、それから、肉骨粉製造時にはあわせて動物性油脂がとれるわけでございますが、こういった油脂、それで、これがその原料の由来となる動物でございます。こちらが飼料の種類ということで、牛用飼料、豚用、鶏用飼料、養魚用飼料、こういう仕

分けになっておりますが、まず牛由来の肉骨粉等はすべて飼料としての使用を禁止しております。また、牛用の飼料につきましては、こういった動物性飼料は使わないという禁止措置を法的に講じておるということでございます。

ここにも「○」がついておりますが、鶏は実験的にもBSEには感受性がない、感染しないということがわかっておりますので、牛以外には使っていい、鶏由来の原料は使っていいということになっております。それから、動物性油脂につきましても、OIE（国際獣疫事務局）の国際基準に合致しまして、不溶性不純物というタンパク質が入っている部分があるわけですが、その割合が0.15%以下のものであれば、豚・鶏・魚用には使っていいということになっております。さらに、豚についてですが、豚も自然状態ではBSEに感染しないということがわかっております。現在、食品安全委員会の評価を既に受けまして、ここの豚・鶏・魚用の飼料としては、豚の肉骨粉も使えるように現在作業をしているところでございます。

次に、これがライン分離でございまして、牛用飼料と豚・鶏用飼料の分離ということです。当然、方法としましては、牛専用の飼料工場をつくるという方法もありますし、ここに述べておりますように、一つの工場の中で、隔壁が赤く描いてありますが、きちんと作業場を分けることによって交差汚染を防ぐ、そういう方法をとっております。ここが牛用の飼料をつくって出荷するところ、こちらが豚・鶏用の飼料工場と、こうすることで交差汚染を防止する措置を講じております。

こういった措置を講じておりますが、今月9日に食品安全委員会から中間とりまとめをちょうだいしております。読ませていただきますと、BSE発生対策として現在行われている飼料規制により、BSE発生のリスクは極めて小さいものと考えられるが、若齢のBSE牛が確認されていることも踏まえ、すなわち、13年10月から飼料規制を法的に行ったわけだが、それ以降に生まれた8頭目、9頭目がいるわけで、そういったことで交差汚染の疑いがある、したがって、飼料規制の実効性が保証されるよう行政当局によるチェックを引き続き行うことが重要である、こういった御指摘を受けているわけでございます。

その見直しの内容ですが、牛は一体どういったものを食べているかということで、乳用牛を例に御説明したグラフでございまして、これはカロリーベースの栄養価換算で述べてあります。まず48%、約半分が、牧草とか、わらといった粗飼料でございまして、それから、こちらの39%の配合飼料でございまして、これはトウモロコシとか、麦とか、大豆とか、そういった穀類に栄養成分を加えたもの、こういった配合飼料が約4割給与されております。

す。さらに、植物油を搾った後のかす類、あるいは配合飼料にしていない単味の穀類、そういったものが給与されているということでございます。

現在、こういった飼料の供給段階で、飼料の検査とかチェック体制がどのように行われているかというのを示したのがこの図でございます。

まず、輸入の段階でございますが、穀類、トウモロコシとか、大豆とか、そういったものは、我が国では大半を輸入に頼っております。また、植物油かすも、もともとは外国で製造されたものが多いという状況になっております。この輸入段階では、先ほど御説明しましたように、肉骨粉はすべて輸入を禁止しております。さらに魚粉、これは魚以外の動物性タンパク質がまざっている危険性があるということで、動物検疫所が検疫対象にしておりまして、検査をしております。

それから、配合飼料工場で、こういった原材料をもとに配合飼料がつくられるわけですが、ここにつきましては、規制された材料を使っていないかどうか、あるいはライン分離がしっかりされているかどうかというのを、独立行政法人の肥飼料検査所がチェックをしております。また、肉骨粉の製造工場、化製場におきましては、できました牛の肉骨粉はすべて焼却して飼料には使われないという仕組みになっておりまして、ここの対応につきましても、この肥飼料検査所がチェックをするという仕組みをとっております。

それから、飼料の卸売店。ここにつきましては都道府県が規制をしております、この卸売店あるいは実際の農家での使用段階において、この牛用の飼料と豚用の飼料とか鶏の飼料が交差汚染することがないかどうか、そういったチェックや、間違っただけで給与しないような、そういった指導・監督を都道府県が行っている、こういった検査体制を組んでおるところでございます。

それで、食品安全委員会の御指摘を踏まえまして、私どもでは、飼料規制の強化の検討方向として3段階考えております。

まず第1が輸入段階ということで、現在、飼料安全法の中では、飼料の輸入業者の届け出に際しまして、輸入しようとする飼料の種類を届け出ることとされておりますが、混合飼料等の原材料の種類までの届け出を義務づけていない。これは先ほど、配合飼料はほとんど日本で配合されておきまして、輸入される飼料はほとんど、トウモロコシとか大豆は単味が中心なわけです。ですから、これまで原材料の届け出はさせていなかったわけですが、やはりこの混合飼料という、配合飼料の仲間ですけれども、幾つかのものがまざっている、これが約0.5%程度あるわけですが、ここの原材料はまだつかまえていないという

ことで、これも届け出の対象とすることを検討しております。そうしますと、検討の方向としましては、原材料の種類について把握し、輸入業者に対して禁止原料の有無について検査できる仕組みをつくるという、わずかではありますが、そこもしっかり見るという体制をとる予定でございます。

次に、販売の段階でございます。卸売段階、卸店につきましては都道府県が指導をしておるわけですが、ここに書いておりますように、届け出制はっておりますが、畜産農家のみに販売するような小売業者につきましては届け出の対象から除外されております。今後は、その飼料安全法の省令を改正いたしまして、小売業者につきましても届け出の対象として、飼料販売の現状を把握して、飼料混入防止、保存状態や、ほかの飼料がまざらない、そういったことをきちんと監視・指導できる仕組みをつくってはどうかと考えております。

3つ目が農家の使用段階ということです。牛飼養農家は現在、酪農と肉用牛を合わせまして約13万戸ほどあるわけですが、その牛への給与禁止飼料の誤用・流用を防止するための監視・指導が、やはり数が多いこともあって必ずしも十分ではないわけですが、したがって、今後の検討方向といたしましては、地方農政局あるいは地方農政事務所という国の機関でございますが、その職員が農家に対して巡回指導ということを行っております。その機会を活用いたしまして、誤用・流用防止をしっかりと周知徹底してはどうか。それから、都道府県にはこれまでもやっていたいただいているわけですが、13万戸全部というのはなかなか難しいものですから、例えば牛と一緒に豚とか鶏も飼っているような農家、そういったところでは飼料を間違えて給与することがないようにすること。あるいは、細かい話ですが、牛舎の中でペットフードを給与しない。ペットフードの中には、御承知のとおり、動物性タンパク質が入っておりますので、そういったものを給与しない、そういったことを指導できるように、ガイドラインをつくって重点的に指導・監視をしていただこうと思っております。

これは、先ほど御説明した検査体制の強化方向でございます。

飼料検査では、この配合飼料とか化製場のところ、ここは今しっかりやっていると考えておりますが、先ほど申し上げました単味の段階、まず輸入のところでの混合飼料等のチェックが抜けておりますので、そこをまず届け出させて、しっかり水際でチェックをするようにと考えております。

それから小売店の段階、ここを新たに都道府県の届け出の仕組みをつくりまして、保存

の管理や、あるいは誤用・流用防止を指導するということを考えております。

農家段階につきましては、都道府県と国の機関であります地方農政局等が連携しながら、しっかり誤用・流用防止を指導していくといった体制をとっていく考えてございます。こうすることによって、先ほど申し上げましたように、この牛の世代交代が進めば、我が国から B S E は根絶できると考えております。

最後に、飼料規制ではありませんが、農場段階におけるリスク牛のサーベイランスということでございます。このように頭数がどんどんふえておるわけでございますが、この農場段階のサーベイランスの目的は2つあります。1つは、我が国に B S E がどれだけ広く侵入していて、その原因がどこにあるのかといったことを探るというのが1つです。もう一つは、先ほど説明しましたような、B S E のリスク管理措置が有効に機能しているかどうかを検証するという、この2つの目的があるわけでございます。したがって、農水省では農場段階でこういった検査をどんどん強化してきているわけでございます。16年度は24カ月齢以上の死亡牛のみの数字となっておりますが、7月までの4カ月間で3万3,000頭の死亡牛検査を都道府県にやっていただいております、このように年間約10万頭ペースで検査を行っていただくということを期待しております。

そういった意味で、私どもも飼料規制をしっかり行いまして、さらにそのチェック体制を強化することによりまして、この B S E を我が国から早急に根絶したいと考えておるところでございます。

ぜひ皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、御説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○松本（厚生労働省）

続きまして、国産牛肉の B S E 対策について、厚生労働省の南課長から説明いたします。

○南（厚生労働省）

厚生労働省の監視安全課長の南でございます。よろしくお願いします。

私からは、国産牛肉の B S E 対策ということで、厚生労働省が担当いたしますリスク管理について説明をいたします。

これが B S E 問題の概要でございます。冒頭、伊地知参事官から、3つのセーフティネットがあるということでございましたが、私ども厚生労働省ではこの2つを担当しております、まず、牛がと殺・解体されますと畜場において B S E の検査をするということでございます。もう一つは、このと畜場及び肉の分割・細切が行われます食肉処理場にお

いて、異常プリオンが集積する場所を除去いたしまして、これを焼却するというを行います。それによって、BSEの感染拡大サイクルをここで遮断をするということ。それから、安全な食肉だけが食品の流通に乗る、そのことによって人への感染防止を図るということでございます。これは、ここに食肉衛生検査所とございますが、この監督のもとに行われるということでございます。また、外国から、現在はBSEの発生した国からの輸入は禁止をしておりますが、外国に対しまして国内産牛肉と同等の安全確保を求めているところであります。

これは、我が国で国産牛のBSEが確認をされたことに伴います対策でございます。平成13年10月18日から、と畜場においてと殺・解体されるすべての牛に対する検査を行っております。また、同じと畜場においてSRMの除去・焼却が義務づけられたということでございます。また、平成16年2月16日に、脊柱をSRMとしまして食品への使用を禁止したということでございます。この脊柱と申しますのは、背骨のうちの骨の部分でございます。この脊柱は空洞になっておりまして、いわゆる筒状でございます。そこに脊髄がございまして、この脊髄もSRMなわけですが、そのほかに、骨の中に神経節がございまして、その神経節もBSEの感染の可能性があるということで、この16年2月にそれを指定したということでございます。

これは、と畜場におけるBSE対策のフローでございます。まず、すべての牛のSRMを除去する。それから、牛の頭の部分から延髄を取り出しまして、この延髄を検体としてと畜場において迅速検査を行います。スクリーニング検査でございます。ここで陰性となったもの以外のものは確認検査を行うということになります。この確認検査は、国立感染症研究所または大学で現在は行われております。確認検査においては、この2つの異なる検査方法において、いずれも陰性という判断が行われない限り、この牛については陽性と判断されて焼却をされるということになります。

都道府県の検査体制でございます。ことしの3月末の数字でございますが、2,152名の獣医師の資格を持つと畜検査員により、牛の検査が行われているということでございます。

これは、先ほど食品安全委員会から説明がございましたので、省略をいたします。

食品安全委員会の評価でございますが、この黄色の部分と申しますか、BSE感染牛が食物連鎖に入り込んだ結果として、人への感染を起こすリスクは、ここからでございますが、「現在のSRM（特定危険部位）除去及びBSE検査によって、効率的に排除されている」と評価を受けております。

これは、日本とアメリカとEUのSRMの範囲でございます。まず、扁桃については、日本もアメリカもEUも、すべての月齢についてSRMとして除去すべきだということです。次に、腸でございますが、3カ国とも全月齢というところでは同じ基準でございますが、部位は、日本は回腸の遠位部というところですね、小腸が盲腸、大腸とくっつくところ、その小腸の部分ということです。それから、アメリカは小腸全部。EUは大腸も含めて一応全体、それから腸間膜もそうだということでございます。これはなぜ違うかといいますと、アメリカ、EUにおいては、こういった腸を食べる習慣がないということが大きな原因の一つでございます。そのほかの頭の部分、それから脊髄、脊柱ですね、中枢神経系の部分ですが、ここは、日本は全月齢ということでございます。アメリカは30カ月齢ということになります。EUは12カ月齢以上ということになります。

SRMの写真ですが、これは頭の部分でございます。日本は、頭の部分全体をSRMとしまして、その中から舌の部分と頬肉の部分は神経が来ていないということでSRMから除いております。ほかの国もそうです。これは逆さまになっておりまして、ここが眼でございます。それから、歯でございます。これが唇のところですね。これが下顎ということです。皮をはがれたらこういう格好になっております。

これが脊髄です。脊髄はここですね、白い部分です。やわらかい組織です。

それから、この周りが脊柱ですね、脊柱に囲まれているということです。その脊柱の中にありますことここ、この2つに背根神経節というプリオンがたまるところがあるということでございます。

これは、先ほど申しました回腸遠位部でございます。牛の小腸は50mから60mぐらいと言われております。これは、既に肉等が取られた後の脊柱ですね、骨です。

SRMの除去の現状でございます。このSRMの除去は、対策上極めて重要だということでございます。これは、と畜場法とBSEに関する特別措置法によってこの除去についての取り決めが書かれておるわけでございまして、除去されたSRMは専用の容器に保管をしなければならない。それから、SRMを除去した機械器具類等の洗浄・消毒が義務づけられている。また、SRMの除去・焼却という作業については、と畜検査員による監督のもとに行わなければならないということになっております。そして、そういったものについては、800以上の熱で完全に焼却をしなければならないということになっております。

頭の部分についての留意事項でございますが、先ほど言いましたように、頭部全体がS

R Mとして、舌と頬肉を除外しているということでございます。また、舌を取る場合は扁桃に、扁桃はS R M部分でございますので、接触しないように除去をするということが義務づけられております。

それから、回腸遠位部でございますが、盲腸から安全率を見込んで2 mを除去するということです。

脊髄の除去でございますが、背割りの前に脊髄を除去する方法を指導しておりまして、現在、と畜頭数ベースで90%以上の牛が背割り前に脊髄が除かれているということでございます。

御存知の方もいらっしゃると思いますが、牛の処理・解体と申しますのは、まず牛を殺しまして、それから放血します。血を取りまして、頭の部分と手足を取ります。その後、皮をはいで、その後、内臓を取り出します。それを大体、と体と言うのですが、それを縦に半分に割ります。枝肉になりますが、その縦に半分に割る作業は、この脊柱を電動のこぎりで真っ二つにするわけでございます。そうすると、中に保護されておりました脊髄が出てくるわけでございます。それをきれいに取ってしまうということが必要なわけですし、さらにその後、その枝肉に脊髄が付着していないことを確認するために、と畜検査員が検査をするという手順になっているわけでございます。ただ、そういった作業の中で、背割りの前、脊柱を半分に割る前に吸い取ってしまうということが予防的な観点から好ましいというわけでございます。それで、それを指導しているということでございます。脊柱はこの背根神経節汚染防止が必要であるということで、この脊柱にロースあるいはヒレ肉といった肉がついておりまして、脊柱から除去するわけでございますが、その際に、この脊柱の中にあります背根神経節が外に出てこないような、そういう作業の方法を指示してございます。

S R Mの除去の写真でございます。先ほども申しましたが、まずこれは牛の頭でございます。牛をと殺する際に、まずこのあたりにスタンガンというものでガツンと穴をあけまして気絶をさせます。その後、ワイヤーをこの穴から入れまして脳の組織を破壊するという行為、これをピッシングと言うわけでございますが、こういった行為が7割ほどのと畜場においてまだ行われているということでございます。

これは、気絶した後、放血をする際に、牛が暴れることによって作業員がけがをするということがございまして、こういったことをしているわけでございますが、1つは、脳の組織がワイヤーにくっついて出てきて、この部分を汚染するということがあります。こう

いったものについては、このあたりはすべてSRMとして除去して燃やすように指示をしてございます。

一方で、このピッシングによって脳の組織が血流を伝わって体全体に拡散するという、これはまだ本当にはっきりはしていませんが、そういうおそれがあるという報告が出てまいりまして、EUはピッシングの中止を決めておりますし、アメリカでは、動物愛護の観点からと言っておりますが、ピッシングはしていません。ただ、これを中止させるということは、と畜場従事者の作業安全の問題と関係いたしますので、関係者の御理解を得る必要があります。今後ともそういった努力をしながら、このピッシングをやめていただく方向で厚生労働省も指導をしていきたいと考えております。

これは、先ほど申しました、背割りをする前に脊髄を吸引しているところです。これによって大部分の脊髄が吸い取られるということです。全部は吸い取られないようです。

これが背割りでございます。上からずっと水をかけながら切っていく。なぜ水をかけるかということ、骨を砕くわけですので、骨が飛散するのを防止するということです。一部には、これによって脊髄が飛散するのではないかとおっしゃる方もいらっしゃいますが、脊髄はやわらかい組織でございますので、骨みたいに飛び散ることはないということでございます。

これは、脊髄やのこくずを回収するスクリーンです。それから、ここは脊髄を最後に、脊髄硬膜を含めて、金具を使ってきれいに取っているところです。この後、枝肉を高圧水によって洗浄いたします。そのときにくずが出ますので、それを回収するということでございます。

洗浄の後、監視員が、枝肉の脊髄片が付着していないかどうかを確認しているところがあります。このように、ナイフとか器具は専用の容器に保管することになっております。

食品安全委員会からのSRM除去に関する検証結果でございますが、検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたSRM除去措置を変更しなければ、それにより変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病のリスクが増加することはないという御指摘でございますので、これを受けまして、厚生労働省としましては、引き続き全月齢からのSRM除去の継続について検討をしているところであります。

これも同じくSRM除去に関する検証の結果でございますが、引き続き適正なSRM除去、交差汚染防止の指導を行うとともに、その実施状況を定期的に検証するなど、適正な実施が保証される仕組みを構築すべきであるということでございます。これを受けまして、

と畜場におけるSRM除去状況の定期的な検証をする仕組み、また、SRMによる枝肉等の汚染防止措置の評価の方法の研究開発を行いたいと考えております。

次に、検査でございますが、日本、アメリカ、EUの検査体制でございます。

日本は、この検査の目的が、食肉検査、いわゆる公衆衛生上の観点からの検査という位置づけもありますので、この検査対象としましては、健康な牛、リスク牛、要するに歩行困難などの病がちな牛と言ったらいいのでしょうか、そういったものをすべて対象にしているということでございます。

アメリカは、検査の目的が、アメリカにおけるBSEの浸潤状況を見るのが目的なのだと、公衆衛生上の観点からのBSE対策というのはSRM除去でいいのだということでございます。目的が違うということでございまして、健康牛は30カ月齢以上2万頭、こういうサーベイランスの目的であるということになると、リスク牛をたくさん検査した方がよりBSEにかかった牛を発見する可能性が高いわけでございますので、こちらの方に力を入れて20～27頭を検査するということを言っております。

EUでは、アメリカ型のサーベイランスと日本型の食肉検査という両方の考え方を取り入れておりまして、健康牛については30カ月齢以上の牛はすべて検査をする、それから、リスク牛については24カ月齢以上を行うとしております。

日本は全頭検査を行っているわけですが、それが開始された当時の背景でございます。平成13年10月18日から開始をされたわけでございますが、その当時は、牛の月齢を正確に確認することができなかったということです。現在は、トレーサビリティ法等が施行されておりまして、大体できるということでございます。また、当時は、日本で初めての感染牛が発見された直後であったということで、検査をした肉としていない肉が流通すること自体強い不安があったわけでございます。こういったことが背景となって全頭検査が開始をされたということでございます。

これは、先ほど説明いたしましたので、省略します。

と畜場におけるBSE検査の風景でございます。これは頭の部分から、これが延髄のかんぬき部、このあたりですが、それを取り出しているところです。そして、その材料をもとに、迅速検査のキットを使って検査をしているところです。この検査は、こういった安全キャビネットの中で操作が行われます。検査員もゴーグルとマスクを着用して行っているということでございます。

と畜場において行われておりますBSEの簡易検査、迅速検査キットでございますが、

E Uにおいて評価されているキットは、プリオニクス、プラテリア、エンファー、C D Iの4つでございます。このC D Iというのは、プリオン病の研究でノーベル賞を取られたアメリカのプルシナー博士のグループが開発をした方法でございますが、この3つとは少し原理が違っているということでございますが、感度についてはこの3つとほぼ同じだという評価でございます。日本で認可されているキットでございますが、プラテリアとエンファー、フレライザB S E、これは国産のものでございまして、最も使われているキットはプラテリアというものでございます。

これは、確認検査の画像でございます。左側はウエスタンブロット法でございます。この右端の3つ、それから左端の3つは、多分、コントロールだと思います。この中の3つが検体だと思います。濃さが違うのは、濃度を違えて検査をしているからこうなったわけでございますが、特徴としまして、一番上のものが濃くて幅があります。それから、真ん中がその次に、下が一番小さいという、こういった像が出てくると感染牛ではないかと疑うわけでございます。それから、免疫組織科学検査の画像ですが、茶褐色に染色が行われた部分が異常プリオンタンパク質ということでございます。

これは、と畜場におけるB S E検査の結果です。9月11日までの集計結果でございますので、ここは今は11ということでございます。

これも今まで確認された牛についての確認状況でございますが、確認年月日、出生年月日、月齢、品種ということでございます。昨日、奈良でと殺された牛について陽性という判断がされたわけでございますが、2月に生まれた牛で、やはりホルスタインの雌でございました。新しくスライドをつくるときはこれが8つになるということでございますね、平成7年度でございます。このグループは、4カ月の間に10頭生まれているということでございます。

縦軸に月齢、横軸に確認年度をとりました。昨日見つかったのはここらあたりでございますので、このグループが大体同じ時期に生まれた牛だということです。

この検査に関する食品安全委員会の検証結果でございます。まず、検出限界以下の牛を検査対象から除外するとしても、現在の全月齢の牛を対象としたS R M除去の措置を変更しなければ、それによりv C J Dのリスクが増加することはないと考えられるということでございます。また、一番最後になりますが、21カ月齢以上の牛については、現在の検査法によりB S E プリオンの存在が確認される可能性がある、こういった検証の結果が出ております。

さらに、検査に関する検証結果でございますが、次の2つのことは、今後の我が国のBSE対策を検討する上で十分考慮に入れるべき事実であるということでございまして、食品安全委員会から御説明があったように、この21カ月齢、23カ月齢の牛については、プリオンタンパク質の量がほかの感染牛と比較して1/500から1/1,000と微量であった。それから、我が国における約350万頭に及ぶ検査により20カ月齢以下のBSE感染牛を確認することができなかったということを指摘してございます。

そうということで、ちょっと進んでしまいましたが、食品安全委員会の指摘を受けまして、厚生労働省としまして、現在、次の検査体制をどうするのかということで検討中でございます。食品安全委員会の報告を尊重して検討をしているといったところでございます。

次に、BSEに関する調査研究についてでございますが、厚生労働科学研究食品安全確保研究事業におきまして、こういったプリオン検出技術の高度化及び牛海綿状脳症の感染・発症機構に関する研究を行っているわけでございまして、具体的には、プリオンの高感度・迅速検査法の開発、BSEに関する感染牛由来材料及び実験動物を用いた感染及び発症機構の検討、屠畜時の食肉汚染防止法の検討を行っているわけでございます。

この研究の課題でございますが、食品安全委員会からの御指摘では、検査法については、検出限界の改善や、牛の生体から採取した組織、血液等を用いた生前検査法の開発も含めて研究が進められるべきであるということでございます。厚生労働省としまして、この研究事業において、引き続き高感度・迅速検査法の研究開発、また、BSEの感染メカニズムの解明などを推進していくという方向で検討をしております。

最後になりましたが、厚生労働省の今後の方針をまとめてございます。一番大事なのは、食品安全委員会の評価・検証結果を尊重する。さらに、これと同じぐらい大事なのは、リスクコミュニケーションによる各方面の意見を聴取するというところでございまして、これを踏まえまして、SRMの除去の徹底、と畜場におけるBSE検査、BSEに関する調査研究の推進の具体案について食品安全委員会に諮問をしていきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。どうもありがとうございました。

○松本（厚生労働省）

説明がちょっと長くなりましたので、予定より10分ほど過ぎておりますが、これから意見交換会に入りたいと思います。

進行はコーディネーターの姫田消費者情報官にお願いいたします。

○姫田（農林水産省）

これから意見交換会の進行をさせていただきます姫田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はまず、約半月前に熊本の地で、いわゆる国内対策全体についての意見交換会を行いました。それでまたもう一度お話しさせていただきますが、リスクコミュニケーションというものは、食品安全委員会が担っているリスク評価機関もやらないといけないし、我々厚生労働省や農林水産省、リスク管理を担っているリスク管理機関もリスクコミュニケーションをやっていかないとけない。

リスクコミュニケーションというのは、私ども国が皆様方に御説明するということだけではなくて、情報をきちんと提供するということはもちろん重要なのですが、皆様方での意見交換が大切になってきます。本日、いろいろな立場の方、消費者の立場の方、生産者の立場の方、あるいは外食チェーンの方々、あるいは食品産業の方々、いろいろな方々がいらっしゃっていると思いますが、できる限り会場の皆様同士の意見交換を図っていきたいと思っております。

もちろんここは大衆談交の場でも何でもないので、拍手をしていただくとか、そういうことは慎んでいただきたいと思います。ぜひ静かに、みんなで、中身は熱く議論していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

時間的には、いつものことでございますが、時間を有効に活用するという観点から、申しわけございませんが、御質問、御意見等も1人2分で簡潔にお願いしたいと思っております。それから、質問に先立ちまして、お名前と、差し支えなければ所属をお願いいたします。1分30秒でチーンと1回鳴りまして、2分になるとチーンチーンと2回鳴りますので、そこでぜひほかの方にお譲りいただきたいと思いますと思っております。

それでは、まず本日は3つの部に分けて行いたいと思います。基本的には、最初の境室長がお話しいたしました我が国のBSEの根絶のための飼料規制ということ、我が国からBSEそのものをなくしてしまえばいいと、そうすれば、厚労省に余り御迷惑をかけなくても、検査もSRM除去も余り一生懸命やらなくても、我が国の肉は安全になるんだということで、それをどう根絶していこうかということ、そして、我が国の食肉をいかに安全に食べていこうかということで、厚労省のSRMの除去や検査、あるいは調査研究ということについて、いわゆる国産牛肉のBSE対策というものを後半に行いたいと思います。

ただ、その前に、どうもマスコミなどの報道の中で、もうこれはアメリカのBSE協議をこのまま、本日やってそのまま明日ポーンとやってしまうのではないだろうかという話

が大分いろいろ聞こえております。そういうことについての皆様方の御疑念を晴らすという意味もございますので、そういう意味で、これからどうやっていくのかということも含めて、まず最初に10分ぐらいそういうことについてお話しただいて、そして前半、後半と3つの部に分けて話をしていきたいと思っております。

できるだけ広く皆様方の御意見を聞きたいので、それぞれの部ではお一人の方の2回目の発言はできるだけ御遠慮いただき、3つの部でそれぞれ1回、それぞれの部では1回目の方を優先して当てさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それでは、まず最初に、全体を通して御意見がある方はいらっしゃいませんか。まずそちらの方をお願いいたします。ほかはいらっしゃいませんか。では、その次にそちらの方、それで一番後ろの方ですね、そしてその前の方、その順番にやりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○土井（消費者）

福岡県生活協同組合連合会の土井と申します。本日は、こういう場を設定していただきまして、まず最初にお礼を申し上げたいと思っております。

なぜ最初に全体のことで発言をするかということは、先ほど言いましたが、3つに分けて発言しにくいという問題がありましたので、最初に言わせていただきます。

今回の説明も、中間とりまとめの中で私なりに高く評価をしているのは、1つは飼料規制の問題、それから全頭検査、それと危険部位の除去、この3つがあったからこそ2001年以降高い評価を受けてきているのではないかと、しかし、一昨日もありましたが、13頭目のBSE牛が発見をされたということで、どういう原因でもって今そういうのがあるのかということはまだ解明をされていないということがあります。そういう意味では、私ども消費者の立場から言いますと、先ほど言いましたように、飼料規制、全頭検査並びに危険部位の除去、この3つは3点セットではないかと理解をしているわけです。そういう意味で、中間とりまとめの中でも、積極的に踏み込んだ形での今後の提案、それと現在、科学的見地からくる問題点も出されています。そういう意味からすると、もう牛の世代交代をまつ云々よりも、やはりこの考え方で押し通してほしいと消費者の声としては考えているということです。

もう一つ、もう終わりますが、マスコミの方も、報道関係者の方も来ていますが、コンセンサスをうまくやってほしいと思います。私どもの耳に入ってくる情報は、テレビ、新

聞、これが主です。だから、ある面では、アメリカの輸入解禁の問題とか、あと全頭検査の問題とか、どうもそれがいろいろ問題があるのだとか、昨日では小泉首相のどうのこうののだとか、そういうことに惑わされたくないという理解をしておりますので、今後リスクコミュニケーションのところについては一緒に考えさせていただくということで、私の発言を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○姫田（農林水産省）

どうもありがとうございました。

そういたしましたら、こちらの方でしたね。そして、一番後ろの方。

○発言者名不明（生産者）

私は熊本県内で少々ばかりの黒毛和種の肥育をしております。そういうことで、先日熊本県内でBSEが発生しました。その畜主の方の御説明によりますと、肉骨粉を食べさせていなかったということが発表されております。しかし、私は、国の報告では肉骨粉を食べさせた牛によって発生するという報告がなされておりますが、この原因究明を、今3人の方の御説明がございましたが、明確に素早い方向で、明確な原因を究明していただかなければ、私も黒毛和種を肥育する中で繁殖牛もやっております。同世代の子牛がたくさん生まれております。そこで、安心して肥育をされない、生産されないという不安が非常に高うございます。これではもう、国のこういった原因究明がなされなければ、私たちは肥育を、生産をやめてしまわなければならない、借金が残ってしまうという厳しい現状でございます。どうかいち早くその原因究明、明確な究明を早く報告していただきたい、説明をしていただきたいと、こう願うものであります。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

そういたしましたら、一番後ろの方、お願いいたします。

○平本（消費者）

グリーンコープ生協くまもとの平本と言います。部門に分けてという話もありましたが、全体にまたがる内容ですので、ここで発言させていただきます。

まず、v C J D患者発生数について、米国のエール大学では、実際にアルツハイマーや痴呆症と診断されていた患者の3～13%がv C J Dだったという研究結果が出されています。また、米国で最初にv C J Dで亡くなられた方は、米国では正しく診断されず、英国に渡ってようやくv C J Dと診断されたという事実もあり、そのようなことを踏まえると、

v C J D患者発生数、例えば「日本では報告なし」「米国1人」などとされていることが、信憑性が薄いように思います。v C J Dのリスク評価の一つであるv C J Dの患者数がさらに多いと考えると、今回出されたリスク評価は実際よりも低い評価になるのではないのでしょうか。

今、B S Eに関してわからないことが多い中、専門調査委員会は月齢では決められないという結論を出しているにも関わらず、中間とりまとめにそのことが反映していないことは問題だと思います。

今後はさらにS R M除去が重要になると思いますが、物理的に可能なことはすぐにでも徹底すべきだと思います。そのためには、指導の範囲ではなく法制化が必要で、あわせて補助の見直しも考えていただきたいと思います。

○ 姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

そうしましたら、その前の方、お願いいたします。

○ 高谷（消費者）

滋賀県から来ました。B S E市民ネットワークというのを近畿でつくっておりまして、薬剤師中心の組織です。

私たちは、遺伝要因が、日本人は、B S Eからの感染、v C J Dに非常にかかりやすいという、93%がそれに当たるという厚生労働省の報告を見まして、これは非常に大変だなと思って組織を立ち上げました。といいますのは、単に93%だからイギリスの掛ける2倍のリスクということには考えられないからです。それで、国民の9割強の者が非常に感受性が強いということは、病原体の量によっては一挙に感染症が起こってくる可能性もあるのではないかと、感染の機構ということや、やはり危険ということを考えなければいけないと思っております。そして、予防原則を貫いてほしいということを何回も私たちは言ってきました。どこの国よりも、この遺伝体質のリスクを考えますと、予防原則を貫くべきだと思います。

それで、今、全頭検査を一部緩和するとおっしゃっていますが、なぜ緩和しなければならないのか、全頭検査をし続ければどういうリスクがあるのか、緩和しなければならない理由は何なのか、それが一向に見えてきません。私たちは、あちこちで仲間が質問しておりますが、このことが何も出てきません。だから、全頭検査を続けるということが必要であると思っております。

そして、それをやめて、SRMの除去で予防できるという御説明については、私もと畜場へ行かせてもらいましたが、そののと畜場長の方たちも、SRMを完全に除くということは無理なのだと、非常に難しいとおっしゃっておりました。それから、調査委員会のたたき台にも自ら書いておられますが、現場で現実的に全部除去するということは不可能であると。厚生労働省の発表でも、これは除去率が50%のところもあると。そういうことを考えますと、SRMと全頭検査をするということの2本立てが、やはり私たち日本人にとっては、遺伝的な要因のリスクも考えますと、大事だと思っております。

それから、アメリカの肉の輸入とは関係ないのだと再々おっしゃいますが、これは今、首相がアメリカへ行ってきて、早期に再開するというようなことを言っておられるのとういう関係があるのか。やはり食品安全委員会として、はっきりとした公式の見解を出されるべきだと思います。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

今、幾つかのお話が出ましたが、まず、この後の私どもが現在行っているリスク評価を受けてのリスク管理の変更、そして、日米のことについて、それぞれ両参事官でお答え願えますか。それからあと、肉骨粉の原因究明の話は、この後の第2部のところの飼料の安全性のところでお話したいと思います。それから、SRMの除去や全頭検査のお話もありましたが、これは第3部の厚生労働省の国産牛肉のBSE対策のところでお話したいと思いますので、よろしくお願いします。それぞれお願いいたします。

○松本（厚生労働省）

伊地知参事官の挨拶にもありましたが、我が国でBSE対策を本格的に始めたのは3年前、13年10月18日から、全頭検査とSRMの除去、それと飼料規制ということ徹底してやり始めたということです。

あのときの状況は、南課長から御説明しましたように、月齢もよくわかっていなかった。あとは、検査したものとそうでないもので市場の混乱があるかもしれない、混乱するだろうということで、当時、ヨーロッパの方の18万頭もBSEが出たところで30カ月齢と言っていましたので、30カ月齢でもいいだろうという話があったのですが、そういうような状況から、学問的には検査の限界はあるけれども、全頭検査をやろうということで始めたわけです。それでほぼ3年たったということで、これまでの政策がどうであったかということ、客観的、科学的に食品安全委員会の方で評価をしていただいたというのが今回の報

告です。

その報告については、先ほど御説明しましたから繰り返しませんけれども、それを受けていろいろ我々としても、食品安全委員会の報告を尊重しつつ、こういうリスクコミュニケーションの場でいろいろな関係者の意見を聞いて、今後、我が国のＢＳＥ対策をどうするかということを今一生懸命考えています。それで、固まったところで食品安全委員会の方に諮問をいたしまして、いろいろ注文もつくと思いますが、そのお答えが来たところで我が国のＢＳＥ対策の新たな管理体制を見直すということになるかと思っています。

その確立というか、きちんと決まったところで、要するに、我が国のＢＳＥ対策の軸足が、今までやってきたものについて評価を受けて今後どうするかということの軸足がきちんと決まったところで、米国からの牛肉の輸入の交渉といえますか、そこに入るということで、当然、再開に当たりましては、我が国と同等の安全性が確保されているということが前提であります。ですから、そのためには、我が国のＢＳＥ管理体制の軸足がきちんと固まっていないとどうしようもない。ですから、安全委員会へ諮問して、お答えをいただいて、それからアメリカと具体的な交渉に入るということになりまして、繰り返しますが、我が国と同等の安全性が確保されていることが前提です。それで、そういうことについて、この条件を満たすような具体的な措置について米国側から提案があった場合には、当然また安全委員会の方に、こういうことでどうでしょうかということでお尋ねするというこの手続を踏んで進めていくということになります。

そういうことでございますので、マスコミ等は、安全委員会の報告が出たらすぐにでもアメリカからの牛肉の輸入が再開されるような格好で書かれておりますが、まだまだ手続的にはそういう段階があるということで、まずは一も二も、我が国のＢＳＥの管理体制をきちんとするというのと、それが固まったところで米国に同等の安全性が確保されているかを求めていく、それについても食品安全委員会の方にお尋ねすると、そういうことで進めていきたいと考えております。

○伊地知（農林水産省）

手続は今御説明したとおりでございます。アメリカの関係があるから、国内の関係の見直しはちゃんとやらなくてはいけないというところを、逆にアメリカの関係があるから、そこを、中立的でないような解決をするというのは、かえって逆の意味で適当ではないと思っています。まさに国内の措置をどうやっていくかということをもっとしっかりと議論をしていただくということが一番大事だと思います。

先ほど言われました３点セットということで、飼料規制、全頭検査、ＳＲＭの除去ということでございますが、全頭検査は、今御説明申し上げましたように、当初から議論はあったところでございます。ただ、当時の日本の、先ほど申し上げました、月齢がはっきりしていなかったということとか、あと、当時、検査してあるものとないものが流通して大混乱を引き起こすだろうというようなこともありまして、全頭検査というのが導入されたという経緯もございます。

それと、海外からはいろいろな方が来られて、検査をしても限界があって、検出できないものについて検査するのは科学的にはどうかなというのは海外の研究者からも何度も我々は指摘を受けておりましたので、これについては食品安全委員会が今回科学的な検証をやられたということだと思います。まずは、アメリカのこととは別に、国内の措置をどうやっていくかということ、中立、科学的、真剣に議論していただくことが大変重要だと思っております。

○姫田（農林水産省）

それから、総理がアメリカの大統領と早期解決にということがあったと思いますが、それは。

○伊地知（農林水産省）

21日にブッシュ大統領と小泉総理が会見をなさいました。当初、会見をする前には、これはアメリカの圧力で、政治的にそこでもう結論が出されるのであろうと一部マスコミも書きましたし、そう思われている方もたくさんおられました。結果は、今申し上げたように、ＢＳＥ問題について、できるだけ早期に日米間で牛肉貿易を再開することの重要性についての意見が一致したということでありまして、そこで具体的なものを決めたということではございません。詳細については、また事務方で、ちゃんと科学的、技術的なことは詰めていきたいと思いますということになっておりますので、そこで政治的な決着をしたということではないということについて御理解をいただきたいと思います。

○姫田（農林水産省）

それから、今御質問の中で、本日の議題からはちょっと外れるかと思いますが、グリーンコープの方からございましたアルツハイマーの方がかなりＣＪＤだったというお話について、梅田補佐からお願いできますか。

○梅田（食品安全委員会）

アメリカのＣＪＤのサーベイの体制ですが、ナショナルプリオン疾病病理サーベイラン

スというのがありまして、それを行っているセンターというのが設置されておりまして、そこで行っています。それと、よく御承知だと思いますが、CDCでも行っているということでありまして、当然、そういうサーベイの中で、BSEが原因と思われるvCJDということが疑われる事例も含めてですが、そういう事例があった場合には、必ず報告・発表されるようなシステムになっております。

恐らく、いわゆる人の中で孤発性のCJD、スποラディックCJDというのは100万人に1人の割合で人間の中で発生する病気ではありますが、そういうのはアメリカ国内でも年間かなり上がってくる、日本国内でもそうですが、その数のことだと思っております。ただ、いろいろな情報として、アメリカの方で、実はvCJDがいるのではないかというような情報が伝わってくることもございます。いずれにしても、調査会としても、そういった情報については注視をしているというところでございます、これまでにそういうサーベイのシステムがあるといったこと、そういう中で報告されていないということは事実でございます。

それから、御質問の中で、我が方の中間とりまとめの内容が調査会での議論と最終的に違うではないかという御指摘があったかと思えます。先ほど申し上げましたが、プリオン専門調査会で9月6日にとりまとめられました。その前に、たたき台として7月16日の調査会で出しまして、その3回の議論を経て最終的にとりまとめたということでありまして、当然、たたき台から議論の中で修正は幾つもされております。それはもちろん委員の先生の御意見を反映して、私ども事務局が、座長、代理と相談しながら修正をしたということでございます。相談したというのは、指示のもと我々が事務的に修正をさせていただいたということでありまして、決して行政当局、事務局が勝手に報告書を書き改めたとか、そういったことはございません。

それで、最終的なプリオン調査会、9月6日の調査会で座長一任ということになりました。その座長と代理との相談の中で、今申し上げたとおり修正された、とりまとめられたということでありまして、9日の親委員会にその調査会としての報告書が報告されたということで、親委員会では、特に修正なく、そのまま了承されたということでございますので、決して議論が反映されていないということではございませんので、御理解いただければと思います。

それから、米国産の問題について、安全委員会としての見解ということでおっしゃられましたので、先ほど両省から御説明があったとおりでありまして、中間とりまとめは国内

の B S E 対策について検証したものでありますので、米国における B S E 対策については、別途、これとは別に検討していかないといけない。これは、当然ながら日本とアメリカの状況が違うといったことから、リスク評価も当然そういったことを踏まえて別途しなければいけないということでありましたが、基本的には、両省からございましたように、まずリスク管理機関側でどういようなリスク管理措置をやっていくのかといったことの具体的な内容を提示していただいた上で、私どもでリスク評価をすることになるだろうと考えているところでございます。

○姫田（農林水産省）

4 人の方、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、先ほどから既に出ております、13頭の原因究明をもっとやるべきではないかというようなお話があります。また、事前にいただいた意見の中に、肉骨粉をどのぐらいの期間常用した場合 B S E になるのか、あるいは、またこれはやはり原因究明をしっかりとやってくれというような御意見があります。そのほか、あるいは今の意見に追加してということでも結構でございますから、どなたでも、いわゆるフィードバン、飼料規制のところについて、御意見、御質問はありますでしょうか。

なければ、伊地知参事官、お願いいたします。

○伊地知（農林水産省）

それでは、原因究明の件について御説明をさせていただきます。

原因究明につきましては、我が国で初めて B S E が発生したときから、どういう餌を食べさせていたかという形で調査を進めてきております。当初は、農林水産省の中に感染原因究明チームというものをつくって原因究明を進めてきて、2 回ほど中間報告という形で報告書を出させていただきました。そのときにも、いろいろな考えられる原因を幾つか挙げてきたわけです。ただ、なかなか決め手がないということで、これはかなり皆様方から御批判をいただいて、もう少しちゃんとやるべきだというようなことも言われまして、我が国の専門家の方に集まっていたいて、農林水産省だけではなくて、日本の B S E の権威の方に集まっていたいた感染原因究明をやってきたところでございます。

昨年、15 年 9 月に、B S E の感染源及び感染経路の調査についてという、B S E 疫学検討チームの報告書が出されたわけでございます。当時、新聞にも出ましたので、もしかしたらおわかりかもしれませんが、原因としましては、候補に挙がっていたのが生体牛、イギリスやドイツ、カナダから入ってきた生体牛が原因ではないのかということ。それと、

イタリア産の肉骨粉、これは加熱処理条件が必ずしも十分ではなかったものが入っていたということ。それから、オランダ産の動物性油脂。この動物性油脂は、油脂として直接給与されたわけではなくて、いわゆる代用乳にこれが入っていたということで代用乳が原因ではないかということで、これらのものが候補として挙げられたところでございます。

それで、疫学検討チームで検討した結果、英国産の生体牛については、1982年または1987年に輸入された牛の中にBSE感染牛が含まれていて、これがと畜・解体後、レンダリング処理されて、肉骨粉となって、そこに含まれた病原体が国内に出回ったということについての感染源については可能性があるということでございました。それから、イタリア産肉骨粉については、1990年以前に輸入されたものに含まれていた病原体に国内牛が曝露されて、これによって感染した可能性も否定はできないということ。ただ、オランダ産油脂については、動物性タンパク質が混入していた可能性が低いことから、病原体に汚染された可能性は低いという報告がなされたところでございます。

ただ、先ほど言われましたように、これまで発生した農家の方々はどなたも、肉骨粉を給与した覚えはないということでございますので、それらの異常プリオンを含んだものが、農家の方が意図しないような形で、何らかの形で牛に給与された可能性、牛の口に入った可能性があるのではないかということで、これがいわゆる交差汚染、クロスコンタミネーションと考えておりまして、農家の方々は給与した記憶はないのだけれども、何らかの形で入ったのではないかと考えております。

ただ、感染経路を特定するというのはどこの国でもできておりません。日本は13頭出ておりまして、これを疫学的に調査するといいいましても、13頭だけで疫学的な調査というのは、専門家の方々も言っておられるように、なかなか難しい。イギリスは何万頭も出ました。最終的には18万頭出ているわけですが、そうした中で、発生した牛と発生していない牛を、何が原因だと比較しながら調査した結果、肉骨粉だということがわかったわけでございます。それと、ほかのフランス、ドイツも調査をしていますが、5～6年前とか、もっと前のものを感染の経路まで特定するというのは大変難しい、どこの国でも難しいということで、我々、努力はしておりますが、感染経路そのものを特定するのは難しい。ただ、異常プリオンを含んだものが何らかの形で入ったということはほぼ間違いないだろうということで、対策は、感染経路がどういう形であれ、異常プリオンが牛の口に入らないような対策をちゃんととれば、それは防止できるということでの対策をとらせていただいているということでございます。

○発言者名不明（生産者）

先生、つけ加えてお尋ねしますが、今、13頭はホルスタインなんですよ、出ているのは。

○伊地知（農林水産省）

今、2頭がホルスタインの雄、これは21カ月齢と23カ月齢、それ以外はすべてホルスタインの雌の高齢牛でございます。搾乳後の廃用になったような牛でございます。

○発言者名不明（生産者）

黒毛和種についての波及はあるのかないのか、国のお考えはどうでしょうか。大変心配しております。

○伊地知（農林水産省）

断定して言うのはなかなか難しいのですが、ただ、飼養形態が違うというところがもしかしたら原因として考えられるかもしれません。これは断定はできませんが、乳牛の場合には、生まれたらすぐ親から離して、人工乳、代用乳というような形で飼われている。和牛の場合には、子供は親についたまま5～6カ月、親の母乳で飼育しているというところの飼養形態が違うということで、その辺も関係しているかもしれません。

それと、乳牛の場合には、当初考えられたのは、乳量をふやすために肉骨粉を与えたのではないかと、そういうお話もございました。ただ、これは、農家の方々は給与していないと言っていますので、そこは何とも言えません。いずれにしろ、和牛で出るか出ないかということ予測するのは大変難しいのですが、これまでの状況からは出ていないということで、飼養形態等が違うことも影響しているのかなと個人的には思っております。

○境（農林水産省）

先ほど姫田から話がありました、事前に意見をちょうだいしておりますが、肉骨粉をどのくらいの期間常用した場合BSEになるのかという御質問でございます。

これにつきましては、食品安全委員会の中間とりまとめの中に記述がございまして、イギリスの獣医研究所において、BSEを発症した牛の脳を実際に牛に食べさせる試験を行っております。量は非常に少なく、0.1g、それから0.01g、それから0.001g、1mgですね、この3つで試験をしておりまして、0.1g投与群では15頭中3頭、それから0.01g投与群では15頭中1頭、それから1mg投与群では15頭中1頭の発症が確認されているということです、非常に少量で感染が起こります。ですから、これより少なくて起こる可能性もあるということでございますので、先ほど原因究明チームの方からありました

ように、交差汚染の可能性も強く疑われるというのはここにあるわけでございます。

○姫田（農林水産省）

人間では、比較的種の壁があるので、ある程度の量を食べないと発症しないものではないかと言われておりますが、牛の場合は、かなり微量で発症する可能性がありますし、そういう実験結果も出ているということでございます。

それでは、そちらの方、どうぞ。

○松田（生産者）

熊本の肉牛生産農家の松田と申します。よろしくお願いいたします。

平成13年に輸入肉骨粉の規制が行われたのにもかかわらず、8頭目、9頭目の発病が出たというようなことで、それも21カ月、23カ月で発病というようなことで、肉牛生産農家としては非常に激震が走ったわけです。その前の1頭目から7頭目につきましては、何らかの輸入肉骨粉が原因ではなかったのだろうかというようなことはわかりますが、この平成13年10月生まれと14年1月生まれで、若齢というようなことで、ほかの牛との違いですね、ほかの感染牛との違いとか、そういう何か明確なものが一つでもあればお教えいただきたいと思います。

○伊地知（農林水産省）

今言われましたように、飼料規制後に発生したということでございますので、これは恐らく、規制後間もないということもあって、必ずしも十分に行き届いていなかったこともあったのではないかとというのがまず第1点。

それと、それまでは、先ほど申しましたように、搾乳牛、乳牛の雌で出てきたけれども、その21カ月、23カ月は乳雄だったということで、私どもも何が違うかなと考えております。これはまだ正式に専門家に分析をしてもらっているわけではございませんが、ただ、乳雄であれ、乳雌であれ、離乳後、先ほど申しました乳牛の飼養形態というのは大体同じなのです。乳牛の場合、搾乳しなくてはいけないので、親から離して代用乳、人工乳等の餌をやるというような飼いがなされているということで、そういう共通点はあるかと思えます。ただ、これは現時点で断定するのはなかなか難しいのですが、そういうような、乳牛では共通点があるということでございます。

ただ、肉用牛には絶対に出ないのかというと、イギリスの例でも肉用牛で発生をしております。ただ、乳牛に比べると数は少ない、そういう意味で、乳牛の方がこれまでの結果からも出ている、日本の場合は今のところほとんど乳牛であるということです。ただ、絶

対に出ないとは言い切れないと思います。どういう形で交差汚染が起こるかということとはわかりませんので、交差汚染をとにかく防止していくということをしっかりやっていくことが大事だと思っております。

○姫田（農林水産省）

今回の安全委員会のリスク評価でも、要するに、今の制度的にはほぼ大丈夫だということを書いておられるのですが、実際に今おっしゃったように、8頭目、9頭目が出たのはフィードバン、飼料規制以降でしょう、だからもっときちんとやりなさいという御評価をいただいたということです。先ほど境室長が説明したように、さらに強化しましょうということで、どこかにアリの小さな穴があいているのだろうということなので、その小さな穴も全部押さえられるようにやろうということで皆様に今お問い合わせをしているところでございます。

ほかはございませんでしょうか。それでは、そちらの後ろの方、そして、いまさっき発言された方の隣の方。それで一応、かなりほかの皆様方、多分、SRMの除去と検査の方の話を聞きたいのではないかと思いますので、この辺で、とりあえず餌の方の話はお二方で終わります。では、後ろの方、よろしくお願いします。餌の話ですか。

○発言者名不明

全般的な話です。

○姫田（農林水産省）

全般の話はまた最後にお聞きしますから、餌の話であれば、どうぞ、そちらの方、お願いいたします。

○樋渡（食品関連事業者）

大分の食肉処理場の樋渡と申します。

食肉処理場では汚泥というのが出るわけです。血液等、活性汚泥で、それを浄化槽でもって汚泥が出てくるわけですが、今は特別な汚泥の規制はされていません。BSEが出たころは、全量を焼却しなければいけないのではないかという話も若干あったようですが、今後この方針は変わらないのでしょうか。これが現在は農地に還元されているものですか、そこら辺をお聞きしたいのですが。

○伊地知（農林水産省）

汚泥については、基本的には利用しないような形で指導が出されました。ただ、守られていないと、NHKなどで報道され、また騒ぎになりまして、それで今は一定のルールを

つくって使っているという状況です。それは、放牧地や採草地には使わない、牛の口に入るような形では使わないというルールのもとで現在暫定的にやっております。ただ、これにつきましては、そういうやり方でいいかどうかということも含めまして、食品安全委員会に諮問をして、最終的に結論が得られたら、その方向でやっていこうという形になっております。

○姫田（農林水産省）

ほかはございませんでしょうか。なければ、牛肉の安全性の話ということで、検査あるいは特定危険部位の除去についてお願いします。それで、御質問いただいております、多分この御質問は皆様方の御意見の中から出てくるのではないかと思います、なければ、また後でフォローいたします。どなたからでも結構でございますので、手を挙げてください。

では、そちらの方からどうぞ。

○平井（消費者）

福岡のエフコープ生活協同組合で、食品検査の職務についております平井と申します。BSEではありませんが、食品添加物や、食品天然成分などの検査なのですが、検査の実務担当者として、全頭検査を継続するのがいいという立場で意見を言わせていただきます。

検出限界がまず論点になるのですが、時々、情報が少し変形しているのではないかと思います。検出限界というのは、異常プリオンタンパク質の量が単位になる検出限界なのですが、これは何カ月齢が単位になって検出限界という意味で使われる場合が少なくないように思います。食品安全委員会の「日本におけるBSE対策について、中間とりまとめ」にもありますように、異常プリオンタンパク質の量に関して検出限界がありますけれども、それが月齢で何歳ぐらいの時期に該当するのか科学的にはわからないとはっきり書いてありますよね。表現として「断片的な事実しか得られていない」とされているところはありますが、要するに科学的にはわからないと。わからないのですから、月齢を単位として、ある月齢以下の牛は検査対象から外すという考え方は、今は適切ではない、時期尚早ではないかと思います。ですから、全頭検査を続けた方がいいというのが1点。

それと、21カ月齢以上の牛は検出される可能性がある、これは事実ですね。私も検査をいろいろしていますが、例えばここ3年間ぐらいの検査でいうと、生物の世界というのは時々はぐれ者がポーンと出ますよね。例えば大豆のある成分を調べていますと、突然、平均から大きく離れた、集団から離れてポーンと低いものが出たり、もう当分こんな低い

のは出ないかなと思うと、また2～3年たってポーンと低いのが出たり、そういう目で見ると、この21カ月齢で異常プリオンタンパク質が検出限界以上になったというのは、かなりはぐれ者的な立場ですよ、ほかのはもう60～90カ月齢という月齢ですから。もしかしたら、全頭検査をまた何年か継続したら、あるいは何カ月か継続したら、10何カ月齢で異常プリオンタンパク質が検出限界以上になるさらなるはぐれ者がポーンと出ることはあり得ますよね、そういう趣旨のことは中間とりまとめにもあると思います。ですので、今後も全頭検査を続けるのが適切だと思います。さらに検出限界を下げる検査法の開発も同時に進めるということをお願いいたします。

○姫田（農林水産省）

どうもありがとうございました。

相互に意見交換をしていきたいと思いますので、今の方の意見に賛成、あるいはもう少し補足して言いたいという方を2～3人お願いしたいと思います。

では、そちらの方、そしてその後ろの方、そして今手を挙げた方と、その3人をお願いします。

○藤木（生産者）

J A熊本青壮年部の藤木と言います。

私も肉牛の生産農家で、安全な牛肉を食卓に届けようと毎日一生懸命仕事をしています。ほかのリスクコミュニケーションの場にも出席させていただきましたが、消費者の方は、現在、全頭検査を行っているがために牛肉は安全なのだという意識がかなり強くあると思います。先ほども言われたように、20カ月で線引きをするというのは、どこにどういう根拠があってそういうことになるのかというのが現場サイドとしても一番怖いところであります。

先週の東京の会場でもありましたけれども、科学者ですから絶対という言葉はありませんという先生の答えがありました。20カ月以下には絶対出ませんという言葉が保証されるのであれば、その20カ月で検査をやめられても結構かと思いますが、今のうちに、検査の限界がこれだけですよというような話の中で、これを納得してくれと言われる方が無理ではないかなと思いますし、限界があるのだったら、ほかの検査方法が見つかるまでは現行のままでいていただいて、その検査方法ができた時点でそちらの方に切りかえてもらうとか、そういった方向で考えていただきたいと思います。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

そうしましたら、その斜め後ろの方、そしてそちらの方という順番でお願いします。

○ 渉（消費者）

一消費者として鹿児島県から参っております。国への要望やお尋ねを申し上げます。

一般的に食の安全・安心ということが言われています。それで、B S E も安全対策をとる国の方で考えられてやっておられる。その安全の次に国民消費者が安心するという2段階で対策を立てていただかないと、今までの情報が、安全だけが走ってきているような気がします。ですから、そういう意味で、安心に至るまで、やはり行政機関としての国は対策をきちんと立てていただきたい。そこで、全頭検査やS R Mの除去、いろいろな対策が言われています。いろいろなことに専門家の知識、知見というのを、見解は、これは安全だと思っていいと考えています。これは異論が出ておりませんので、食品安全委員会のブリオン専門調査会の見解もです。それはいいのですが、それをあらゆるメディアを通じて国民に周知徹底させる手だてはやはり必要だと思います。そこで一般国民が、消費者が、これは安心だと感じる時に初めてそれが成功していると言えると思います。ですから、そういうことで進めていただきたい。

そして、一般国民が納得して安心だと思うのはどの程度か、どういう方法で知るかという、こういう意見交換会でもそうでしょうけれども、1つは、項目ごとの世論調査という手法があると思ういます。それが何割以上あれば理解して、安心につながるかどうかはまた検討の余地はあると思うのですが、そういう施策までこのB S E 対策についてもされる予定はないのか、していただきたいと私は思っております。

○ 姫田（農林水産省）

ありがとうございます。

それでは、そちらの男性の方。

○ 前田（行政関係者）

福岡県生活衛生課の前田と言います。検査そのものについて御質問させていただきます。

20カ月齢以下の牛をB S E スクリーニング検査対象から外した場合において、各都道府県等が独自に実施した20カ月齢以下のスクリーニング検査で陽性が出た場合、従来の国における確認検査を受けることが可能かどうか、御教示をお願いしたいと思います。

○ 姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

まず幾つかの御質問については答えて、そしてその後、今の意見と今度は違う意見だというような方々からの御意見を伺いたいと思っております。そうしますと、プリオンの量と検査方法、量と月齢の問題ですが、梅田さん、お答えいただけますでしょうか。

○梅田（食品安全委員会）

私から、プリオン専門調査会での議論について若干説明させていただきます。

この報告書の中にございますように、初め、たたき台のところから、先ほども申し上げたように、いろいろ議論があったということでありまして、検出限界について、では、どうなんだということで考えたときに、現在行っている検査方法は、EUで評価されて、国際的にも認められているということでございますが、日本で行われている検査、その評価の結果に基づいて、ある一定以上、つまりはそれが検出限界ということですが、検出限界以上の異常プリオンタンパク質が現在サンプルとして使っている延髄のかんぬき部にたまっていれば、それは確実に陽性であるということが判定できるというのが一つの評価として言われているわけです。

では、それ以下のものはどうかということで考えれば、その検出限界というのがある以上、それ以下はもう検出できないわけですね、簡単に言ってしまえば。それは検査である以上、宿命といえますか、つきまってしまうということです。現在、全頭を検査していますが、報告書の中でも、検出限界以下のものを検査の対象から外しても当然リスクに影響はしないと、今までプラスとしてはねていたものには、その結果、それがはねられなくなるということでは決してないということですから、何らそのリスクには影響しない、これは言えるというのが調査会での認識であったわけです。

では、その月齢との関係はどうかということで先ほどからお話がありましたが、なかなかクリアに月齢とリンクさせるのは難しい。というのも、異常プリオンタンパク質が肉骨粉を介して牛の体内に入ると、そこから、先ほども言いましたが、中枢神経に行くまでに、かなり潜伏期間というのが、長い期間かかってようやく到達するということです。しかも、その潜伏期間というのは、平均5年とされていますが、短いものでは、今までイギリスで1992年に見つかって20カ月で発症したというのが報告されています。一方で、長いものでは19歳とか、そういうばらつきもかなりあります。それは異常プリオンタンパク質の曝露量にもよるということです。ひょっとしたら、その牛の個体差、感受性というのがあれば当然影響するのだろうということも言われているわけです。ですから、ばらつきがあります。そういう中で、検出限界の牛がどの月齢の牛に相当するのか、これは報告書

にございますように、それはなかなかクリアに言うことはできないというのが議論の結果です。

とはいうものの、我々がこれまで得られた事実、日本で全頭検査を行ってきたことを踏まえれば、事実として言えるところはどこなのか、何なのかということはこの報告書に書いたわけです。350万頭の検査を行った結果、今まで21、23カ月の牛が見つかっています。では、その下はどうかというと、20カ月以下の牛は見つかっていない、これも事実なわけです。かつ、その21カ月、若齢で日本で見つかった最も若い牛、BSE牛ですが、その異常プリオンタンパク質量が1/500～1/1,000という、ほかのものに比べれば、ウェスタンブロット法で調べた限りですが、かなり低い、極めて量は少ないということから、どうも検出限界というのはそのあたりにあるのではないかとということも議論として皆様おっしゃっていたわけです。ただ、それを明確に、では、20カ月で書けるかということ、それは、先生方は書けないだろうというのが結論でありまして、ただし、その大方の認識としては、20カ月ぐらいに検出限界がどうもあるのではないだろうか、それ以下になると、今まで検査した結果見つからないことも踏まえれば、検出することは困難であると考えられるということです。そういう意味では、極めて慎重な書きぶりといえますか、そこまで書いているということでありまして、リスク管理機関側においては、そういった事実を踏まえて、見直すのであれば、そういった事実も十分考慮してもらいたいということを書いたということでございます。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

それから、国民に周知徹底をしっかりとせよということでございます。事前にいただいた御意見の中にも、リスクコミュニケーションは地方自治体を巻き込んで実施できないか、少なくとも各県1カ所は開催してほしいというようなことがございました。まず、私どもといたしましては、このリスクコミュニケーション、今回は、東京、神戸、札幌、そして熊本で行っております。そして、これからもできる限り増やして行っていこうと思っておりますし、私どもの局長は、力の限り行いますと言っております、いろいろなところで積極的にリスクコミュニケーションを行っていききたいと思います。

自治体の方ですが、これは国の管理施策なので、自治体がされるというよりは、本日、自治体の方がたくさん来られておりますので、積極的に御発言していただくということが、当然、自治体も含めて利害関係者の皆様方なので、ぜひ積極的に御発言いただきたいと思

います。

それから、また別の手段ですが、私ども、本日の資料の中に、「食の安全・安心トピックス」というものを入れております。これは、インターネットを使える人しかだめではないかと言われると、そうなのですが、現在、月曜日から金曜日の毎日、農林水産省と食品安全委員会と厚生労働省と環境省も含めてですが、4府省の食の安全にかかわるようなプレスリリース、マスコミの方々に出しますプレスリリースを同じ日に皆様方にお伝えしようということで、国の発表を直接見ていただこうと配信しております。そうすれば、こういうことがこのホームページに、皆様方、ホームページを探すのはなかなか大変だと思いますから、この青いところをクリックすればそこに飛べるようにしておりますので、こういうことが書いてありますというものを毎日配信しておりますので、これを登録していただければ、皆様方のお手元に届きます。

それから、いろいろな手段を通して、広い意味でのリスクコミュニケーションということで、いろいろな媒体を通して皆様方に伝達すること、そして、全国47都道府県、ここ熊本には農政局が、あるいは各都道府県には農政事務所が、そして東京では食品安全委員会の方でも、それぞれ皆様方の御質問を受け付けるような電話での相談窓口を設けておりますので、ぜひ御活用いただきたいと思います。

それでは、県の御要望の話を厚生労働省からお答え願えますでしょうか。

○南（厚生労働省）

今お話があったことですが、この何カ月齢でいけるかとか、そういうお話につきましては、食品安全委員会の御指摘を踏まえて、具体的な対策の見直しについて検討しているところでございまして、各方面の御意見を伺っているところでございます。それで、自治体の方々についても、現在お伺いしておりますので、ぜひ厚生労働省に意見を寄せていただけたらと思います。

ただいま御発言があって、自治体が行う自主検査について、仮にそれが陽性であった場合、国が確認検査をしてくれるかということですが、してほしいということで理解してよろしいですか。

○前田（行政関係者）

していただけるかどうかという質問なのですが。

○南（厚生労働省）

それは自治体の方で、そうやりたい、そういうときになってやりたいということであれ

ば、そういう御意見があったということで受けとめさせていただきます。いずれにしましても、先の先の話でございますので、今の時点で一定月齢、仮にそういうことが決まって、それ以下のものについてどうするのかということのコメントは差し控えさせていただきたいのですが、安全基準は全国統一的なものにしたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

それから、検出限界を下げる努力についての御要望がありましたが、これにつきましては、当然、私どもも今後とも、より感度の高い、また早く結果が出る方法についての開発を続けていきたいと思ひますし、この検査につきましては、官民を問わず、また国の内外を問わず開発が進められていると聞いておりまして、その開発状況について注視をしていきたいと考えております。

○姫田（農林水産省）

それから、内閣府食品安全委員会の西郷リスクコミュニケーション官が来ておりまして、先ほどのリスクコミュニケーションについて少しつけ加えたいということでございますので、お願いします。

○西郷（食品安全委員会）

急でございますが、食品安全委員会の中間とりまとめについてリスクコミュニケーションを行い皆様の御意見を伺いたいということで、来週27日（月）に名古屋で1時半から、28日（火）に岡山で1時半から、10月6日（水）に福岡で1時半から、10月8日（金）に札幌で1時半から、中間とりまとめにつきましては意見交換を行いたいと思っております。現在、食品安全委員会において募集しているのですが、なかなか皆様方に伝わらないところがあります。この場をかりまして、まだ申し込みに余裕がありますので、ぜひお仲間の方がいらっしゃればお知らせいただければ幸いですと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○姫田（農林水産省）

それでは、今までの意見は、全頭検査を続けようというような御意見が多かったと思ひますが、その反対側、そうではないよという意見の方はいらっしゃいませんか。

では、その一番向こうのスーツ姿の方ですね。

○東坂（食品関連事業者）

こんにち。熊本市で焼き肉店を営んでおります東坂と申します。

まずはお願いがあります。私ども焼き肉店は、米国産牛肉が輸入停止になって以来、非

常に困っております。まず、一生懸命働いても利益が残らない。さらに売り上げを上げようと努力しようとしても売るものがないといった状況で、本当に困っております。月日が進むにつれ深刻さは増して、現在まさに死活の瀬戸際にあります。お願いといいますのは、とにかく早い輸入再開をお願いしたいと思います。

それと、SRMの除去についてですが、本日話を聞く中で、全頭検査万能というような意見が大半を占めていると思うのですが、全頭検査をしても検査にひっかからないものがあるということがわかりました。そうであるならば、どれだけ検査してもリスクはゼロにならないと思います。現在の安全を確保しているのはSRMの除去ではないかと私はちょっと感じました。輸入再開についても、その辺の基準に沿った対応を行っていけばいいのではないかと思います。

それと同時に、アメリカでは関係なく牛肉を食べていらっしゃると聞きます。これは、アメリカ人がのんきということではないと思うんですね。というのは、そういったBSEに関しての意識の統一というのが何かうまく図られているのではないかと思います。ですので、何頭BSEが出たということだけではなくて、BSEというのはどういったもので、どんな危険性があるって、こういった対策をとればこれぐらいの危険性が出るんだといったところをわかりやすくもっと報道すべきではないかと思います。とにかく、我々の状態が少しでもよくなるように、実効性のある対策をお願いします。

○姫田（農林水産省）

そうしましたら、今の意見を支持、あるいはそれを補足するような意見の方、お願いできますでしょうか。

では、そちらの方。ほかはいらっしゃいませんか。2～3人の発言をと考えておるのですが。

○渉（消費者）

先ほどの国の態度ですよね。安全と安心は違う、どちらに軸足を置くか。それで、私の意見は、安心に置いてほしいと思います。それで、いろいろなBSE対策も、ほかの食品の安全に対しても、安全ということだけで先走ると、消費者は置いてきぼり、不信感、不安と、こういう思いになるわけです。ですから、やはり国としては安心を機軸にいろいろな対策を行っていただきたいということに対する返事がなかったのですが。

それから、今、業界の方から、早くアメリカ牛の牛肉の輸入を再開してくれというようなことがございましたが、業界の方々の現状は、経済的損失を考えますと非常に大きいも

のがあると理解できるものでありますが、先ほど私が申し上げたように、国民や消費者の安全というものを基礎に、商売をされる方々はやっていただくというのが前提ではないでしょうか。ですから、そういう意味で、いろいろなBSE対策、あるいはほかの食品の安全に関しても、きちんと安心ということを検証してから、輸入解禁、あるいは全頭検査の見直しなど、そういうことはやっていただきたい。その辺に対する見解はいかがでしょうか。

それで結果的に、私が思うのは、全頭検査について国民が理解し安心するような説明が行き渡れば、若齢牛20カ月以下は全頭検査から外すということも、これから先の一つの方法ではないかと考えます。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございます。

そうしましたら、後ろの方ですね、そちらの方です。

○密城（食品関連事業者）

福岡からまいりました密城と申します。

皆さんちょっと意見が分かれているようなのでなんですが、食を考える場合、必ずしも絶対ということはないと思います。そんな中で、政府の方々が安全ということをおっしゃっておりますが、安全であれば、安心は消費者の私たちが判断するべきものだと考えます。私も子育てを行う親の立場から、もちろん食の安心と安全には大きな関心を寄せています。本日は本当に勉強になっております。

米国産の牛肉輸入再開について、いわゆる20カ月検査体制が議論の焦点となっているようですが、BSE発生時にさまざまな要因から発生したいわれの無い恐怖心を鎮静化するために、全頭検査と国産牛肉の全量買い上げ、廃棄という対策がとられたことは緊急的な措置と考えております。アメリカでBSEが発生した際も、輸入禁止をとられても、全面回収まで至らなかった背景には、3年前、日本でBSEが発生した際、政府及び学者、専門家が、特定危険部位を除去した牛肉もしくは牛乳は安全ですとPRしていましたが、今も変わっていません。したがって、国民の皆さんも理解と納得をした上で、いわゆる吉野屋の牛丼を惜しんで行列ができていないのではないかと思います。日本でもトレーサビリティ法が実施されますし、安全であるのならば、私たちは安心して、消費者は自分たちの自己責任というか、判断のもと選べる選択肢があってもいいのではないかと思います。

○姫田（農林水産省）

どうもありがとうございます。もう一方ぐらい同趣旨の意見はございませんでしょうか。

なければ、今、安全とか安心ということで、私ども、昨年から3府省で7月以降リスクコミュニケーションを行う中で、いわゆるリスク分析の手法の中で、どのようにしたらリスクを低くできるかというお話、そして、絶対に安全ということではなくて、リスクをどう低く下げていくかということが大事だということ、そして、それを皆様方に御理解いただくために、どうやったらその安心感が得られるかということで、十分リスクコミュニケーションを行っていきましようということで1年間行ってきました。そういうことについても既に、去年の何月かは忘れましたが、熊本でも行ったことがございます。そういうことも踏まえて、少しその安全について、そして安心について、今のBSEの対策の中で、松本参事官、少しお話ししていただけますでしょうか。

○松本（厚生労働省）

食べ物について言えば、安全というのが大前提であります。食品については、完全に安全かというのはなかなか難しく、それをリスクという概念でとらえて、そしてリスクはゼロではない、どんないいものでもゼロではありません。

例えば、白川水源の水はおいしい水です。2リットル飲むと生命維持が簡単ですが、人間が水を全く飲まなくて、1カ月も飲まなかったら死んでしまいます。一方、どんな健康にいい水だからといって、毎日10リットルや20リットル、飲めるかどうかというのはありますが、飲み続けたら完全に体を壊してしまいます。ですから、やはりリスクというのはゼロではありません。当然、それについての量というのが問題になってきます。かつ、それをいかに減らしていくかというのがこれから先の食品安全の行政だということでもあります。

このBSEについてはどうかというと、挨拶で申し上げましたが、そのリスクというのは下げる方向として3つあります。1つは、BSEの感染牛を排除する、これは飼料規制の部分です。それで、既に感染しているとした場合には、安全のためにはどうするか。一番大きいのは、プリオンがたまるというところの特定危険部位を除去するというのが大前提です。それが一番寄与していると思います。ただ、それだけでも十分ではないということで、それを補完するところで検査というのが行われていることであります。ただ、3年前の混乱を考えたときに、やはり混乱をできるだけ鎮静化するというので、国としても、その順番とはいいいませんで、検査を行っています、SRMも除去しています、検査していますから安全ですということで、国民の皆様にご安心していただいたのは事実です。ただ、

リスクを下げる順序からいうと、やはりSRMの除去が一番大事です。ですから、検出限界というのはどうしてもありますが、検出限界にひっかからなかったとき、もしそれが市場に出ていたらどうなるのかと、それを防ぐために全頭からSRMを除去しているというのがその対策です。

では、その安全なものが出て、それと安心がどうつながるかということですが、これはやはり、こういうことをやっています、こういうことをやれば減らせますということを国民の皆様になんていっていいかわからないように粘り強く説明して、信頼を勝ち得ていくということで、初めて安心が出てくるのだろーと思います。ですから、安心の軸足というよりも、まずは安全というのが、科学的根拠に基づいた施策が一番大事であります。それを積み重ねていくことによって、国民の皆様が納得し、信頼していただいて初めて安心というものが出来るといいます。まずは安全のためにそのリスクをどう下げていくかということです。

ですから、食品安全委員会でこれまでの3年間の取り組みについて評価いただきまして、では、今後どうするかというときに、そのBSEに対する、牛から人へうつる、そのリスクをいかに下げていくか、今よりもリスクが上がるようなことがあってはいけません。それを下げるために強化する点は、餌の強化があります。それと、SRMの除去がまだ十分ではありません。例えばピッシングについてもまだ7割ぐらいのところをやっている、これをできるだけやらないようにしようというところがあります。あるいは、背割り前の脊椎の除去についても、9割ぐらいはやっていますが、もっと広めていこうということをやっています。そういうところで、さらにリスクを減らすという努力をしていきます。

一方、変わらないという部分については、やはりそのところは見直してもいいのではないかと、ただ、そのところをわかりやすく説明するという努力を我々はしないといけないと思います。

先ほどおっしゃいましたが、わかりやすい資料がないのではないかと。食品安全委員会の報告書も、はっきり申し上げて、かなり難しいです。ですから、もっとわかりやすく国民の方々にも理解できるようなものをつくるべきだということを食品安全委員会の委員長もおっしゃっていますし、我々も一生懸命努力して訴えかけていきたいと思っています。本日、牛肉の安全のところ、背割りのところなど、いろいろスライドをお見せしましたが、やはりSRMの除去をどうやっているかということについても、言葉だけではなかなか理解できないので、ああいう目に見える形で説明したということになります。

それと、課長からの説明ではちょっと足りませんでした。SRM除去について、例えばあるところでは、抜き打ち的に検査すべきだとか、確認をどうしているかというお話がありました。と畜検査員の方というのは二千数百名いらっしゃいますが、あの方々は獣医師の資格を持った公務員です。かつ、その方々がと畜場の作業現場にいて常に見ている。かつ、SRMを除去したものについては、廃棄するときもちゃんと器を分けて、同じところにありますとそれこそ交差汚染のもとになりますので、そういうものについてはきちんと別の器に入れて、それを廃棄するときにはそれぞれ、その都度その都度、と畜検査員の確認を経て初めてできます。ですから、いいかげんなことをしようと思っても、そのそばにと畜検査員がいるということで、抜き打ち検査というよりもっと、常駐した公務員である検査員が目を見させているということが現状であります。そういう形で、SRMの除去ということで徹底しようと思っております。

私も、この話になって、このリスクを減らすのにどうするかという話があったときに、全頭検査とSRMの除去を別のことと考えてはどうだろうかと思いました。

例えば交通事故と一緒に考えます。狭い路地と車が通る道路が交差しているところがあります。今は交通事故を防止するためにどうなのかというと、大体、押しボタン式の信号があります。でも、ドライバーが酔っぱらい運転、居眠り運転などでやはり事故が起きてしまいます。その事故を防ぐためにはどうするかというと、これは完全に立体交差にしていればぶつからない。一方、全頭検査というのは、その道路の進入してくるところにお巡りさんがいて、酔っぱらい運転をしていないか、あるいは居眠り運転をしていないかをチェックする、仕組みはそれに近いのかなと思います。厳密に言うところとちょっと違うかもしれませんが、少なくとも、そういう安全の方の寄与度からいったら、立体交差にすることが明らかに確実な方向だと思います。ですから、まずはSRM除去ということでやる、それを補完する意味での検査だということで御理解いただきたいと思いますし、まずは安全施策が一番ベースにあって、それを粘り強く、国民に納得いただくような形でわかりやすく説明していったら初めて安心というものにつながっていくものだろうと考えておりますし、そのような形で我々としても進めていきたいと考えております。

○伊地知（農林水産省）

今言われましたように、やはり行政というのは安全が基本になると私も思います。だから安心は重要ではないと言っているわけではございません。安全というのは、先ほど申し上げたように、ゼロリスクではないのですが、それなりに科学的にある程度のところで

線引きができる、割と客観的な判断ができます。ただ、安心というのは、皆様個人個人でかなり開きがありまして、どこに焦点を置くかというのはなかなか難しい問題です。ですから、先ほど言われたように、アメリカでBSEが出た後、アメリカの牛丼をそれでも食べるんだという人もいますし、絶対に食べないという人もいますし、その安心については個人の差がものすごく大きいという実態があるということでございます。

ただ、だからといっていいというわけではなくて、私たちはできるだけ安全と安心の距離を縮めるという努力をしなければいけないと思っております。安全と安心の距離が大き過ぎると、その間でいろいろな弊害もしくはロスというものがございまして。社会的なロスというものが大きいと思います。ですから、安全と安心の距離をできるだけ近づけるための努力をしていくということは大切であって、まさにこういうリスクコミュニケーションや、情報公開、私どもが持っている情報をどんどん発信していくということが大変重要だと考えております。

○姫田（農林水産省）

それでは、先ほどからそちらの方の手が挙がっております。

この後、時間も来ておりますので、事前の御質問の中に、アメリカの月齢確認の検証はどのようにして行うのか、検査対象頭数は全肉牛の頭数の何%になるのかというようなこともございまして、そのようなことも含めて全体の意見交換にしたいと思っております。

では、そちらの方、どうぞ。

○大木（消費者）

生協で働いている、福岡県から参りました日本生協連九州地連の大木です。

BSE対策は、本日改めて聴いて、本当にパーフェクトな対策というのはまだ現時点では到達点としてないのだなということを再認識しました。そういう意味では、今日の意見交換会の冒頭でもありましたが、3点セットの対策をやはり堅持してほしいと私は思っております。今、松本さんのお話で、SRMの除去の大切さが強調されていましたが、ただ、SRMの除去にしても、今の到達点として、本日の資料2に食品安全委員会のスライドの資料がありましたし、9ページのところにSRM除去によるリスク低減という項目がありました。その中に「常にSRM除去が完全に行われていると考えるのは現実的ではないと思われる」と書かれています。

それで、前回の熊本での意見交換会のときも関連した御説明がありましたが、厚労省が調べたと畜場における特定部位の取り扱い状況の調査結果でも、本日のところでも出てい

ますが、ピッシングを行っているところが73%、背割り前に脊髄を除去していない施設が34%、高圧水による枝肉の洗浄を実施していない施設が15施設あると、そういった実態がある中で、今の時点で全頭検査の見直しの方向というのはちょっと時期尚早ではないかと思っています。それぞれの対策がまだまだ十分でないからこそ、現行の3点セットでの対策をきちんと堅持してほしいと思います。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございます。

ほかに、どなたからでも結構です。では、そちらの方、どうぞお願いします。そして、先ほどからお待たせしておりますそちらの方、お願いします。

○成富（消費者）

コープ九州事業連合の成富と申します。

ピッシングの廃止の件です。ピッシングの廃止が非常に難しいというのは、私も最近やっと理解できたのですが、足が反射的にはねるということで、その安全上の問題があるということだと思います。ただ、ピッシングを廃止している施設もあるので、その点で、どういう対策をとられているのかというのを一点お聞きしたいと思います。

それと、もしその設備投資等を行ってピッシングの廃止が可能であるならば、やはりこれは安全対策上早急にやるべき課題ではないかと思いますので、一定の期限を決められて実施するとか、スイスの事例などを見ていると、強制的に法律で決めたりという形でされているようですから、そういう対策が必要ではないかなと思います。

それから、スタンガンの汚染の問題などもまとめの中で指摘されておりますので、この辺のところの対策実施についても、ぜひ早急にやっていただきたいと思うのですが、その辺のところもお聞きしたいと思っています。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

それでは、そちらの方、どうぞ。今、後ろの方で手が挙がったので、そちらの方まで発言していただいて、そこで、SRMの除去、特にピッシングなど、そういうことについての御議論が大分来ておりますので、もしそれについてさらに追加の御意見があればいただいて、その後、厚労省から答えていただくことにしましょう。

○青木（生産者）

熊本で少しだけ肉牛を飼って生活している青木と申します。よろしくお願いします。

資料2の9ページにありますように、イギリスでは20カ月で発症例があるということは、3カ月前の17カ月でも十分検出可能ではないのかというのを一つ思っております。

それと、中間とりまとめの中に、感染経路及び発症原因は特定されていないとあります。それで、世界の24カ国でBSEが出ているわけですが、国民の皆さんの食の安全や牛肉の安全という観点からも、もちろん全頭検査は大事でしょうし、まずBSE自体の全容を解明することが、日本のみならず、世界の人々の牛肉に対する理解、そういうのを得られるのではないかと思っております。これに出ておりますが、日本だけがまず全頭検査をやっているというところで、発症のメカニズム、科学的根拠などを言われていますが、膨大な量の全頭検査のすべての地道な統計の積み重ねこそが科学的な根拠に基づくものだと思います。

3年前に肉の値段がただ同然のように下がりまして、もちろん焼き肉屋さんも、すごく閑古鳥が鳴いているような状況が続いたわけですが、一番怖いのは、国産、外国産を問わず、牛肉そのものに対する信用の失墜ではないかと思えます。日本で次に信用が奪われるときは、日本で初めて、例えばクロイツフェルト・ヤコブ病の人が見つかったというようなときではないかと思えます。そういうのも含めて、まずはBSEの全容解明をするだけの材料というのは、全頭検査は世界で日本だけですので、そういう材料を持っておりますので、まずその解明の方が大事ではないかと思えます。よろしくお願いします。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

そうしましたら、一番後ろの方の女性の方ではなかったかと思いますが。こちらの真っすぐ後ろの方だと思います。

○正野（生産者）

佐賀県から参りました、畜産農家で、正野と申します。

まずもって、輸入再開は時期尚早ではないかと思えます。それと、20カ月齢以下のBSE検査の除外も反対であります。まず、米国で牛の生年月日を特定するシステムができていません。また、一般的に米国では歯で月齢を識別していて、若干の誤差があります。それと、米国で開かれました日米非公式協議は、骨の密度や肉の成熟度などで判別することを提示されてありますが、科学的な根拠が薄いのではないかと思います。

まず、国産牛の20カ月齢以下の牛は全体の7%です。米国での20カ月齢以下の肉用牛は80%を占めています。これが20カ月齢で線を引く一つの材料ではないでしょうか。

もう一度言います。国産牛の20カ月齢以下の牛は全体の7%です。米国の20カ月齢以下の肉用牛は80%を占めています。まず、BSEが発生して、混乱が起きなくて、全頭検査があるから消費者が判断されていると思いますので、そのところをよろしく願います。

○姫田（農林水産省）

それでは、先ほどお約束したように、特にピッシングなどのお話が大分あったと思うので、そういうことについてもう少し追加的な意見がある方はいらっしゃいますか。

では、そちらの方、願います。

○立岩（消費者）

福岡エフコープ生協の立岩と申します。

ピッシングの件で、その現場で働いている方がいらっしゃったらお聞かせいただきたいのですが、ピッシングを、本当はしたくないと現場の方も思われているのではないかと考えています、私は。でも、何らかの問題があってせざるを得ないのでやられているのではないかなと。そう思っておりますので、もし実際、現在、ピッシングをやらざるを得ないんだというところがありましたら、なぜそうしないといけないのかというところと、それで、どういう援助等があればそういうのが解決できるのかという部分があれば、教えていただければと思います。

○姫田（農林水産省）

わかりました。多分、ピッシングを現在行っているところではかなり答えにくいと思うので、こうしてやめましたというところの方がいいかと思います。とりあえず、まず厚労省に話をしていただいて、それでどなたか、あえて当てない方がいいと思いますので、ぜひ食肉流通センターの方々、あるいは、どうしてもいらっしゃらないようでしたら、検査の関係の方々をお願いしたいと思います。お待ちしておりますので、まず厚労省からお話をお願いします。

○南（厚生労働省）

S R Mの除去の関係で幾つか質問がありましたので、順番に答えさせていただきたいと思います。

まず、S R Mの除去のいろいろな項目について法制化ができないかというお話が最初あったと思うのですが、これは、S R Mを完全に除去する、また、その除去に当たっては内臓あるいは枝肉が汚染されないようにするという、こういった項目については既にと畜場

法に基づきます規則で定められているわけでございます。これをきちんとやらないと罰則がかかるというわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、SRMの除去で問題になるのは、頭部はこのままスポッと取りますのでまず問題ないのではないかと思います。それから、回腸遠位部につきましては、安全率を見込んで盲腸のつけ根から2mの部分まで取っていますので、これも問題ないのではないかと思います。皆様が御疑念に思われているのは、背割りを行って、そのときに脊髄が出てくる、その脊髄によって肉やほかの部分が汚染されるのではないかという御疑念だと思います。そういうことについてはBSEが発生した当初からございまして、それで専門家の先生方に集まっていたきまして、このと畜・解体の方法の改善について検討をしていただいたわけでございます。

それで、その実験をやりました結果、高圧洗浄によって枝肉の汚染の除去効果があるということが確認をされております。最後に検査して枝肉の汚染はなかった、そういう結果だったと思います。それでも、その予防的な観点から、背割り前に脊髄を吸引・除去する方法について、やはりこの技術の導入を進めるべきだという結論をいただいて、こういう指導をしてきておりまして、頭数ベースで申しますと、90%を超す牛が現在、背割り前に脊髄が除去をされているといったところでございます。ただ、これも、では、背割り前にやったから全部除去されるわけではございませんので、背割りをした後にまた金具で入念に取っておるわけです。そういうことをやっております。

それから、高圧洗浄をしていない施設もあるのではないかとということでございます。確かにそういうところもあるかと思いますが、これもきちんとそういった手順を踏んで、最後にと畜検査員による確認を、これは法律で義務づけておりますので、ここはやっていると私どもは信じております。

さらに、今まで行っている対策で十分かということでございますが、それはだれも完璧だということとは言えないわけでございます。そういうことで、目視的には大丈夫けれども、どうも小さいのがついておそれもあるのではないかという御疑念は当然あると思うので、では、そういった付着をどうやって見つけていったらいいのかということになります。現在の検査、SRMの除去の方法で本当に完璧かどうかということをやはり研究しないといけないということでございまして、現在、研究を進めているところでございます。そういう状況を一つ御説明させていただきます。

それから、ピッシングでございます。これは法制化をすべきではないかというような御

意見も出ましたが、ピッシングによってプリオンタンパクが血液を通じて体内に拡散するという科学的なデータというのはまだございません。ただ、そういった可能性もあるということでございます。そういった段階でこれを法制化するというのはなかなか困難ではないかと思います。現在は、これはBSEが発生した当時からでございますが、ピッシングについての中止というのは指導をしてございます。

それで、まだ70%は残っているのではないかとということでございますが、現在考えておりますのは、自治体を通じて、ピッシングを行っている施設、行っていない施設についてアンケート調査を行いまして、ピッシングを行っていない施設については、なぜ行わないで済むのか、どういう工夫をなさったのかということ、その成功事例を事例集としてまとめて、ピッシングを行っていると畜場に参考にしていただきたいと思います。また、ピッシングを行っていると畜場については、なぜそこはできないのかということもアンケート調査を行いまして、また相談できることがあれば相談させていただきたいと考えているわけでございます。

○姫田（農林水産省）

どうもありがとうございます。

食肉流通センターの方々は何人かいらっしゃっていますが、どなたかお願いできますでしょうか。

○立岩（消費者）

私は、ちょっとピッシングについて聞きたいのですが。

○姫田（農林水産省）

その間にぜひ、お願いします。私、そのうち、手が挙がらないと指名してしまいますので、手を挙げてください。挙がっていますか。では、せっかくですから向こうの方をお願いします。

○牧（食品関連事業者）

熊本畜産流通センターの牧です。

先ほどピッシングをしない方法というような話がございましたが、私の会社も以前はピッシングをしていました。ことしの正月からピッシングをやらないやり方でやっておりますが、基本的には穴を貫通させない、いわゆるエア式ですね、これがベストだと思います。ただ、いろいろな話を聞きますと、非常に危険性を伴って、半分以上のところはまだまだ若干やっているような状況でございますが、正しい放血と正しい電圧ですか、そういった

ことでやりますと、ある程度は防げるのではなかろうかと考えております。非常に危険性もありますが、そういったことで、穴を貫通させない方法が一番ベストだと考えております。

それから、脊髄の吸引率のお話がありました。先ほど50数%というような話がありました。脊髄前の吸引というのは、100%が一番ベストで望ましいかと思いますが、なかなか困難な部分がございます。先ほどから話がありますように、90%以上というようなことが大半でございますが、熊本の場合は、検査所の指導をいただいて完全にとっておるような状況でございますが、当然、その後に枝洗いとか、いろいろやりますが、布でふさいだりとか、そういった対策をやれば、さらに安全かと考えております。

それから、これはお願いですけれども、全頭検査の20カ月齢以上、以下の話がありました。先ほど話もありましたように、実質的には4%というような数でございますが、非常に少のうございます。熊本の場合には団体が非常に多くて、現場サイドの仕分けが非常に困難かと思えます。それで、合格したものとしめないものが、当然、内臓業者が引き取りに来ますので、その辺での間違いが非常に心配されますので、よければといいますか、全頭検査が一番ベストだと考えておりますので、その辺もよろしくお願いしたいと思えます。

○姫田（農林水産省）

どうもありがとうございました。

それでは、そちらの方、どうぞ。

○発言者名不明（生産者）

私は、熊本市営の食肉センターを利用している者でございます。

以前、私の方も、ピッシングをすることによって、危険防止、それから放血が完全にできる、血が100%出てしまうということでピッシングをやっていたわけなんです。ところが、ピッシングをする牛、馬、これが非常にスポットが多い。ロースの部分、モモの部分にスポットが入って全然売ることができないということでやめてみました。ところが、やめた途端にスポットの牛が全然出なくなったということで、今は完全にピッシングをやめております。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

大分時間がたってきました、ピッシングについても話が大分あったかと思いますが、ちょうど今時間が来てしまいましたが、ここだけ言って帰らないとということで、1分ぐら

いでパッと言いたい方はいらっしゃいますでしょうか。

では、後ろの方、そして前の方、もう一人どこか、あちらの奥の方、あの方、4人です。すみません、もう一度、手を挙げた方はちょっと手を挙げたままにしておいてください。では、その4人の方、お願いします。マイクの方は確認されましたか。では、後ろ、前、後ろ、後ろということにしてください。

○発言者名不明（生産者）

熊本で酪農をやっている者です。

先日、熊本にもBSEが出ました。大変心配しております。農水省と厚生労働省の方に、ぜひとも国民の皆さんが安心して肉が食べられるようにしていただきたいと思います。我々生産者でもあります。以前、最初に出たときは物すごく影響がありましたので、ぜひとも国民の皆さんが安心して食べられるようにしていただきたいと思います。お願いします。

○姫田（農林水産省）

どうもありがとうございました。どうぞ。

○渡辺（行政関係者）

意見ということで1分以内で述べさせていただきます。鹿児島県の渡辺と言います。

多くの方々がいらっしゃっておりますが、検査制度の問題は今までいろいろな御意見が出ましたので、あえて申しません。

今いろいろなコストをかけて、この生産現場も含めて莫大な経費をいただきながら、この制度の中で生産しておりますが、鹿児島県の中では、消費者やメディアの方に、現在の検査制度や処理の現状を見ていただくために、メディアの方にも処理場の中に入っていたり、食肉検査場がどういうことをやっているかということも、夏休みに父兄の方や小学生の方々に入ってきていただいて、理解が相当深まっているということもございます。それで今後の食を考えるということもございます。

それからもう一つ、6割以上が外国からの食肉が入っている現状の中で、相手方も全頭検査をやっているわけではございません。そういう中で、我々がどういう食べ物を今後確保していくかということも日本人として自問自答しながら、あらゆる制度も一緒に考えていっていただきたいなと、よろしくお願いしたいと思います。

○姫田（農林水産省）

どうもありがとうございました。

では、前の女性の方、そして後ろの方ということにします。

○高谷（消費者）

すみません、遠くから来たのもう一度発言させていただきます。

本当に心配しておりますのは、今、現実にはアメリカの牛肉については非常に危険だということがあります。向こうでは飼料規制が全然されていませんし、感染牛がいると世界中で思われているわけです。そのことについての評価がまだできていないということがあります。だから、内外同一条件で進めるとおっしゃっていただいたので、日本では飼料規制を非常に厳しくやられておりますので、やはりその規制をアメリカがしてからということになると思います。

それからもう一点、先ほど私も言わせていただきましたが、SRMの除去が優先されるということは、それはないと思います。やはり疑わしきは除くというのが予防原則ですので、検査をして、そして、もし見つければ、その生体は全部焼却せよというのがWHOの勧告であったように私は記憶しているのですが、それほどこの病原体は非常に危険であると、牛肉を食べる、食べないの問題ではなくて、やはりこの病原体は熱にも強いし、肥料としてまかれた場合は土の中で何年も活性を失わない、国土が汚染されるという、そのことを私たちは心配しております。

そういうことから考えますと、この病原体がSRMの除去が優先されるということは、それはないのではないかと思います。もし、できなかった、し損なった場合には、この血液の流れたものが廃液から流れていきますでしょうし、焼却をした場合でも、800℃以上で焼却しなければ灰には必ず残ってくるわけですから、800℃が維持できているかどうかという管理についても、これは非常に大変なことだと思います。そういうことを考えますと、まず生体で検査をする方法をできるだけ早く内外で開発していただくということで、それまでは今の全頭検査を維持して、20カ月以前であっても出てくることもあり得るということであれば、それを優先していただきたいと思います。

○姫田（農林水産省）

ありがとうございました。

それでは、後ろの方、それで終わりたいと思います。

○山口（生産者）

鹿児島経済連の山口と言います。よろしくお願いします。

平成13年の発生以来、生産者とともに大変苦労してまいりました。そこに対して、国の早急な対応によりまして現在を迎えておりまして、そのことで消費者の皆様も安心して牛

肉を今食べていただいていると思っております。その点につきましてまず感謝を申し上げます。

そういたしますと、先ほどから出ていますように、現在の国内の体制というのは堅持されるべきだと思っております。さらに、例えばアメリカの輸入再開に関しましては、食品安全委員会、国の方々が再度リスク評価をするとおっしゃいました。その内容につきましては、マスコミ等では全頭検査がクローズアップされておりますが、同等の安全性ですので、フィードバン、SRMの除去、今も御発言がありましたけれども、そういったことが重要だと思います。それから、日本の最大の特徴は牛トレーサビリティ法で、すべての牛の履歴がわかるということにあると思っております。ですから、そういったもろもろの対策、BSEの特別措置法で決められている対策と同等の条件が整ったところを確認したいと思っております。よろしくお願いします。

○姫田（農林水産省）

どうもありがとうございました。

それでは、先ほどとあわせての質問が幾つかありましたので、まず1つは、BSEの全容解明をすべきというお話がありましたが、それは梅田さんにお答えいただきます。

それから、アメリカでは歯で月齢を見ているのではないかと、それはどういう状況なのかということで、それは伊地知参事官お願いします。

そして、検査法をもっと改善すべきというようなお話もありましたので、それは厚労省からお願いします。

それから、もし日米同等ということであれば、飼料規制など、そういうことがあったと思いますので、それについて、境室長お願いします。

それで本日の意見交換会を終わりにしたいと思います。

○梅田（食品安全委員会）

それでは、私から、今、科学的な知見が完全に出尽くしていないと、BSEというのはまだかなり不確実な部分があるということでございますが、科学者の間でもその認識は十分されていますし、国際的な状況についても、この報告書の中にもいろいろ書いています。特に重要なのは、人に対して、本当にどれぐらいの量を食べれば発症するのか、その閾値、閾量がどれぐらいなのかということだと思います。それは牛についてもそうです。ですから、先ほど申し上げたとおり、イギリスでも牛に食べさせる感染実験を現在行っています。これはイギリスだけではなく、日本でも現在、動物衛生研究所の方で開始したと

いう状況で、各国そういう研究は進められています。ただ、この研究は、先ほどから申し上げているとおり、潜伏期がかなり長い病気でありますので、その結果が判明するまで長時間を要するということで、そのデータがなかなか集まってこないというのも事実です。

しかしながら、これまでやってきた研究の成果、今後も集まってくる研究の成果については、我々としても十分情報収集した上で、その時点時点でこのリスクというのは変わってきますので、そういう情報をもとに再度、必要に応じて順次そのリスク評価をやっていきたいと考えております。具体的な日本国内での研究については、先ほど厚生労働省などからございましたとおりでありまして、日本でも検出限界の改善についての研究は順次行われているところであります。我々もそれを期待しているところでございます。

○ 姫田（農林水産省）

では、厚労省からお願いします。

○ 松本（厚生労働省）

新しい検査法の開発ですが、確かにおっしゃるように、現在の B S E の検査は殺してからでないと検査できないというところがありますので、いろいろ専門家の先生方の話も、なかなか先は見えないけれども、生体牛でわかるような確度の高い検査法が必要だということをおっしゃいますし、そういうことも頭に入れながら研究開発をしていきたいと思っています。

それと、ちょっと誤解があるようですが、B S E 対策の 3 本柱というのは、飼料規制と検査と S R M の除去ということで言っておりますので、決して S R M の除去だけをやればいいということではなくて、ちゃんと飼料規制、検査、S R M の除去、そういうところだと理解していただきたいと思います。かつ、進めるに当たっては、今後の方針、方向としては、リスクが今以上に高くない、リスクがもっと低くなるような方向でリスク管理機関としては進めていく必要があるということでもあります。

○ 姫田（農林水産省）

では、伊地知参事官、お願いします。

○ 伊地知（農林水産省）

アメリカの牛の月齢の件でございますが、これまでにアメリカとはワーキンググループということで、専門家並びに行政実務者、担当者が協議をしてきました。その中で、米国は、歯列によって 30 カ月齢以上であることの判別が可能であり、日本の要求する条件を満たしていることについても、A M S 品質システム証明プログラム、この A M S というのは、

アグリカルチュラル・マーケティング・サービスという仕組みをアメリカが持っておりまして、それによって証明することが可能であると言っております。ただ、その歯の鑑別の方法等について、我々これまでに具体的にまだ協議をしておりませんので、アメリカがどういう形で、歯によって、もしくはその他の方法によって月齢を証明できるかということは、まだ正式な協議は行っておりませんので、詳細についてはまだ承知しておりません。

○姫田（農林水産省）

あと、日米の同等性の中で、アメリカの飼料規制やトレーサビリティの話があったと思いますが。

○境（農林水産省）

米国では飼料規制ができていないという御指摘がありましたが、現状を御説明させていただきますと、この飼料規制そのものは、各国のBSEの汚染状況によって評価をして対応するというのが原則だろうというように考えられております。アメリカの場合は、ハーバード大学のBSEリスク評価に基づいて措置を講じております。現在は、牛の肉骨粉も実は飼料に利用されておりました、もちろん牛には使っておりませんが、豚とか鶏には飼料利用は可能になっております。牛への使用は禁止されておりました、牛の肉骨粉が入ったものは牛に使用しないようにという表示を厳しく行うというような対応がとられております。

これに対しまして、せんだって、国際レビューチームの評価をアメリカは受けております。その中で勧告がなされております。その結果を受けて、現在は、SRMの飼料利用を全面的に禁止すること、それから、先ほどライン分離というお話をしましたが、ライン分離を進める、施設の専用化を進めることにしております。それから、反すう動物には、すべての動物性の哺乳動物あるいは家禽に由来するタンパク質を使用しないという日本に近い措置をとることとしております。それから、歩行困難牛や死亡牛の飼料利用を禁止すると、こういったことを実施すべく、今、官報告示をしまして、パブリックコメントを行っているということで、その実施の方向で動いているということであります。この飼料規制は、BSEそのものをなくすということでは非常に有効な、必要な対策であります。そのこと自体が即食肉の安全に直結するものではないということも付言させていただきたいと思います。

それから、続いてですけれども、先ほど鹿児島県の方から、トレーサビリティ法で日本はすべて履歴がわかっているから安心だ、安全だというお話がありました。このトレーサ

ビリティ法そのものは、牛の履歴がわかることによって消費者の安全・安心といえますが、信頼を勝ち取るということができますし、また、問題が発生した場合に直ちにそれをさかのぼって原因究明ができるという利点があります。ただ、このトレーサビリティ法そのものは、食肉の安全性を担保するという手法ではないということだけは御理解いただきたいと思っております。

○姫田（農林水産省）

よろしゅうございますでしょうか。それでは、時間も大分過ぎてまいりましたので、このあたりで意見交換会を終わりたいと思います。

先ほども申し上げたように、3つのセーフティーネットがあって、1つは、飼料の安全性、要するに我が国からBSEの感染牛をなくしてしまうということ、もう1つは、SRMの除去によってプリオンが口に入らないように対策をとろうということ、この2つについて強化をしようというお話を今回は皆様方にさせていただいたと思っています。それから、全頭検査をということで、検査月齢、若齢牛の検査をということであれば、それは食品安全委員会から、若齢牛の検査をしなくても同等だというような御議論があったかと思しますので、トータルとして、我々としては、そのリスクをどう下げていくかということをお客様に御提示したのではないかと考えております。

本日はお忙しいところ、ありがとうございました。最後にまたマイクを司会に戻しまして、あわせて終わりの挨拶をお願いしたいと思います。

○松本（厚生労働省）

長時間お疲れさまでございました。

本日、先ほどコーディネーターの姫田消費者情報官からありましたように、飼料規制の今後のあり方について、また、皆様方のBSE感染経路の究明についての強い要望、それはなかなか、そう簡単ではないということについての状況の説明、また、SRMの除去につきましては、これまでにないような形での、目に見える形での御説明をした中で、御理解が大分深まったのではないかと考えております。ただ、それについてももう少し徹底すべきだというお話も十分承りました。検査につきましては、いろいろな御意見があったことはよく承知いたしました。また、お一人、そう大きい意見ではありませんでしたが、やはりBSEについてもっとわかりやすくということがありました。これは、本当に我々として、もっとわかりやすい資料を提供するような形で、また、リスクコミュニケーションをもっと開くようにということで、これも一生懸命努力をしておりますが、

皆様方の全部の要望にまだ今のところ沿い切れていないというところがありますが、いろいろな形を通じて皆様方に正しい情報を提供していくのが我々の役目かと思っております。

最後になりますが、リスク管理官庁といたしましては、やはり食の安全のリスクをいかに下げるかと、そのための３本柱というのは、ＢＳＥについて言えば、飼料規制であり、検査であり、ＳＲＭの除去、特定危険部位の除去であるということで、それをどのように組み合わせていくか、今以上にリスクを減らす方向で努力していくというのがこれから先の方向であろうということはしっかりしたと、こう思います。

皆様方の御意見を聞かせていただきまして、我々もいろいろな施策に生かしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、食品に関するリスクコミュニケーションを閉会いたします。

皆様方で、本日言えなかったという方は、ぜひアンケートに御記入いただいてお帰りいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は長時間、本当にどうもありがとうございました。